

令和8年3月13日
コンテナターミナルにおける
事業継続計画検討委員会

資料3

(案)

港湾の事業継続計画策定ガイドライン
(港湾BCP策定ガイドライン)
(改訂版)

国土交通省港湾局

令和8年〇月

目 次

第一部 本ガイドラインの概要	- 1 -
1 はじめに	- 1 -
2 本ガイドラインにおける用語の定義	- 2 -
3 本ガイドラインの目的	- 4 -
4 本ガイドラインが対象とする危機的事象	- 5 -
5 本ガイドラインが想定する港湾BCPの策定及び実施の主体	- 6 -
第二部 港湾BCP策定ガイドライン	- 7 -
第I章 港湾BCPの概要と必要性	- 7 -
1 港湾BCPの概要	- 7 -
2 港湾における従来の防災活動等との関係	- 11 -
3 港湾BCPの必要性	- 12 -
4 港湾BCP協議会の設置と役割	- 13 -
5 港湾BCPの取組手順	- 14 -
第II章 方針の策定	- 15 -
1 基本方針の策定	- 15 -
2 実施体制の構築	- 15 -
第III章 分析・検討	- 16 -
1 港湾BCP策定のための分析・検討の手順	- 16 -
2 影響度分析等	- 18 -
(1) 機能中断・喪失による影響度の評価	- 19 -
(2) 目標復旧時間・目標復旧レベルの検討・決定	- 21 -
3 リスクの分析・評価	- 26 -
(1) リスクの特定	- 27 -
(2) リスクの分析・評価、予想復旧時間と予想復旧水準の推定	- 29 -
第IV章 対応計画の検討	- 31 -
1 対応計画の基本的考え方	- 32 -
2 対応計画の検討	- 34 -
(1) 直前予防対応	- 34 -
(2) 初動対応	- 36 -
(3) 被災状況把握、利用可否判断	- 38 -
(4) 応急復旧、航路啓開	- 40 -
(5) 被災地支援輸送対応	- 41 -
第V章 マネジメント計画	- 48 -
1 事前対策	- 48 -
2 教育・訓練	- 51 -
3 見直し・改善	- 53 -

1 第一部 本ガイドラインの概要

2 1 はじめに

大規模災害の頻発化等を背景に、港湾BCPの実効性の向上が課題となっている中、令和6年能登半島地震における災害は、港湾を通じた被災地支援輸送の重要性や、地方港湾を含む広域的な港湾間連携の必要性を示唆するものであった。加えて、近年、自然災害や大規模停電等の事象が我が国の経済活動を支える物流、とりわけコンテナ物流に影響を及ぼす事例も発生しており、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の切迫性も踏まえれば、CTにおける災害等への対応力強化も重要である。そのため、港湾BCPの更なる実効性向上のためには、港湾BCPにおける対応策を強化する必要があることから、令和7年6月の改訂に加え、今般、本ガイドラインの再改訂を行った。

港湾BCPは、広域港湾BCPと計画としての整合性と相互補完が必要であり、広域港湾BCPの実効性確保のために必要な要件や機能を港湾BCPに反映する必要があるとともに、広域港湾BCPの実効性等に留意した港湾BCPの策定が求められる。特に、整合性の確保において、それぞれの計画の変更事項を適時適切に反映する等の不断のマネジメントが重要である。

3

4 【解説】

5 阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等の大規模地震や平成30年台
6 風21号、西日本豪雨、令和元年東日本台風等の大雨・高潮による災害の発生によって、単独
7 港湾の背後圏域を超えた広域的な被害が頻発する傾向がみられ、港湾間連携による災害時の
8 海上支援ネットワークの重要性が増してきている。

9 特に、平成30年台風21号は、大阪湾の広範囲に被害をもたらし、神戸港のCT（以下「C
10 T」という）でも大きな浸水被害が発生した。また、平成30年北海道胆振東部地震では、地
11 震により北海道全土で停電が発生し、北海道各港（苫小牧港、小樽港、石狩湾新港、室蘭港、
12 釧路港）のガントリークレーン（以下「GC」という）が稼働できない状況となった。

13 加えて、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の切迫性が指摘されている。南海トラフ地
14 震については、令和7年3月に新たな被害想定が公表され、きわめて広い範囲で強い揺れ・大
15 きな津波が想定されている。首都直下地震についても、同年12月に新たな被害想定が発表さ
16 れ、高い確率での発生が予想されている。

17 このような背景も踏まえれば、CTにおける災害等への対応力強化も重要である。

18 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ策定された令和6年7月の交通政策審議会答申「令
19 和6年能登半島地震を踏まえた港湾の防災・減災対策のあり方～港を核とした海上支援ネッ
20 トワークの形成～」において、支援側・受援側の考えも含めた災害時の海上支援ネットワ
21 ークの形成や港湾BCPの実効性向上等が必要とされており、これを踏まえ、令和7年6月に本ガ
22 イドラインを改訂したところであるが、我が国の経済・貿易を支える重要な輸送形態であるコ
23 ンテナ物流の事業継続の観点から、今般、本ガイドラインの再改訂を行うものである。

24

1 2 本ガイドラインにおける用語の定義

本ガイドラインにおける用語について、以下のように定義する。

「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」：

不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順、リスク分析の結果等を示した文書のこと。

「事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）」：

BCPの策定に加え、BCPを実施するため、人員・資機材の確保を含む事前対策の実施、取り組みを浸透させるための教育・訓練、BCPの見直し・改善などを行う平時からのマネジメント活動を含む概念。

「港湾の事業継続計画（港湾BCP）」：

危機的事象による被害が発生しても、当該港湾の重要機能・施設が最低限維持できるように、危機的事象の発生後に行う具体的な対応（対応計画）と、平時に行うマネジメント活動（マネジメント計画）等を示した文書のこと。

危機的事象…港湾機能の低下を引き起こす原因となる、大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、突発的な港湾運営環境の変化といった事象のこと。

重要機能・施設 …当該港湾において、優先的に機能継続を図る必要がある港湾機能および機能継続等において重要な役割を求められる施設のこと。

対応計画 …危機的事象の直前・発生後に行う具体的な対応（「直前予防対応」（災害が予見される場合の被害軽減等）、「初動対応」「緊急輸送対応」「機能継続に関する対応」）を示した文書のこと。

マネジメント計画 …危機的事象の直前・発生後に行う対応が適切に行われるよう、平時において継続的に取り組むマネジメント活動（「事前対策」「教育・訓練」「見直し・改善」）を示した文書のこと。

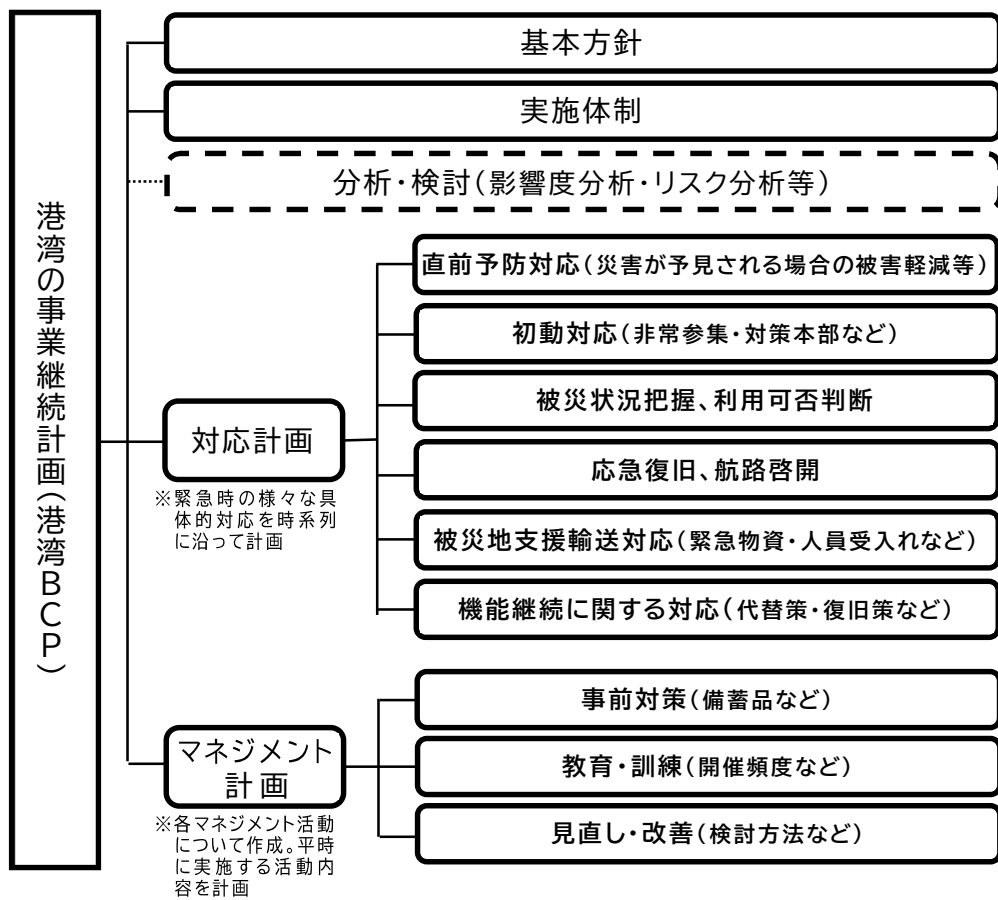
1 【解説】

2 港湾BCPは、危機的事象発生時の実行力を高めるため、重要機能・施設の機能低
3 下を最小限に抑えるための対応に限らず、それを実施するために平時から継続的に取
4 り組むマネジメント活動を含むものとして定義している。このため、港湾BCPはB
5 CPよりBCMの概念に近い。

6 なお、地域防災計画等に位置づけられた海上からの緊急輸送については、それを実
7 現するために必要な港湾における具体的な対応を検討し、対応計画に盛り込むことと
8 した。

9 なお、広域港湾BCPの計画対象に含まれている港湾においては、港湾BCPにお
10 いて各港の役割分担に応じた機能維持や災害対応の体制構築等について計画に盛り込
11 む必要がある。

12
13 ○港湾の事業計画(港湾BCP)の構成



34
35 図1-1 港湾BCPの基本的な構成

1 3 本ガイドラインの目的

本ガイドラインの目的は、港湾BCPの概要、必要性、有効性、策定方法、実施方法、留意事項等を示すことにより港湾BCPの策定を推進し、危機的事象の発生時における多くの関係者の主体的な取り組みの促進及び対応能力の強化を図り、以て、我が国全体の国土強靱化の実現を図ることである。

2 【解説】

3 港湾BCPについては、「国土強靱化基本計画（平成26年6月3日 閣議決定）」に基づ
4 く「国土強靱化アクションプラン2014（平成26年6月3日 国土強靱化推進本部決定）」に
5 おいて、重要業績指標（KPI）として、「国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における
6 港湾の事業継続計画（港湾BCP）が策定されている港湾の割合」及び「製油所が存在する港湾
7 における関係者との連携による製油所を考慮した港湾の事業継続計画策定率」を、平成28年
8 度末までにそれぞれ100%にすると定め、策定を進めてきた。また「第4次社会資本整備重点
9 計画（平成27年9月閣議決定）」においても、「国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾にお
10 ける港湾の事業継続計画（港湾BCP）が策定されている港湾の割合」を指標としたほか、「防
11 災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」に基づき、
12 主要な外貿CT等においては、近年の災害を踏まえ港湾BCPの充実化を進めている。

13 本ガイドラインは、港湾BCPの策定や不断の見直し・改善を推進し、危機的事象の発生時
14 における対応能力を強化することにより、我が国の貿易・産業を担う港湾の機能継続能力の向
15 上を図るとともに、地域の生活や生業の保全に寄与し、もって我が国全体の国土強靱化の実現
16 を目指すものである。

17 令和6年能登半島地震では、奥能登地域の地方港湾が海上ルートを活用した被災地支援に
18 おいて重要な役割を果たすなど、被災の状況や被災地域の地理的条件等によっては、地方港湾
19 の活用も必要になってくることや、広域港湾BCPと一体的な役割を果たすことが期待され
20 ることを踏まえ、地方港湾における港湾BCPの策定についても適用するものである。

21 我が国の国土強靱化を図るためには地方港湾における港湾BCPの策定も重要であるため、
22 本ガイドラインを参考に、地方港湾も含めた全ての港湾において、積極的に港湾BCPの策定
23 に取り組むことが望まれる。

24 また、港湾BCPの策定に当たっては、対象となる港湾の実情を勘案した上で、本ガイドラ
25 インを参考に策定することが望ましい。

1 4 本ガイドラインが対象とする危機的事象

本ガイドラインで記述する港湾BCPにおいては、危機的事象として、「港湾機能の低下を引き起こす自然災害（地震・津波、台風・高潮）」を念頭においているが、感染症のまん延（パンデミック）、~~テロ等の事件、大事故~~、**電力供給途絶による大規模停電を含む突発的な港湾運営環境の変化など、~~のあらゆる~~危機的事象についても適用可能である。**

2

3 【解説】

4 過去の災害の教訓からみて、また、南海トラフ地震や首都直下地震等の発生が危惧される状
5 況を踏まえると、我が国の港湾では、地震・津波のリスクが高い。加えて、港湾は堤外地に立
6 地しており、平成30年台風第21号及び令和元年房総半島台風等で、それぞれ大阪湾、東京湾
7 の港湾で高潮・高波・暴風等により甚大な被害が発生している。このため、本ガイドラインは、
8 危機的事象として自然災害（地震・津波、台風・高潮）を念頭に作成しており、各港湾におい
9 ても、まずは自然災害（地震・津波、台風・高潮）を対象とした港湾BCPを優先的に策定す
10 べきである。

11 また、近年、コンテナ物流を取り巻くリスクが増大していることにも留意が必要である。前
12 述のとおり、平成30年台風第21号及び平成30年北海道胆振東部地震は、CTにも大きな影
13 響を及ぼした。特に、CTにおける機能の高度化や情報システム化の進展を考慮すると、最低
14 限の電力維持はCTの機能継続の生命線であるといえる。このような被災事例も踏まえると、
15 自然災害に加え、大規模停電を含め我が国の物流を支える重要な輸送形態であるコンテナ物
16 流に支障を及ぼすおそれのある危機的事象についても、港湾BCPにおいて考慮する必要が
17 あることが望ましい。

18 ただし、我が国が外国から武力攻撃を受けた場合などの有事への対応については、有事法制
19 に基づくこと、サイバー攻撃への対応については、サイバー安全保障に係る法制に基づくこと
20 となることから、本ガイドラインの対象とはしていない。

21 なお、その他の危機的事象について検討の必要性があるか否かについては、各港湾のリスク
22 分析等を踏まえ、港湾BCP協議会において議論することが望ましい。

23 また、当該港湾を利用する背後圏産業の危機的事象からの機能回復状況と港湾機能の回復
24 状況にギャップが生じている場合、当該港湾での対応の緊急性や他港との連携の可能性、被災
25 地支援の状況等を考慮して、広域的な港湾連携により対応を図ることも考えられることから、
26 危機的事象の影響範囲にも留意する必要がある。

1 5 本ガイドラインが想定する港湾BCPの策定及び実施の主体

港湾BCPは、港湾管理者、管轄する国土交通省地方整備局等の港湾事務所等及び港湾において活動を行う様々な関係者から構成される協議会等が、関係者の合意に基づいて策定する。

また、策定後は、マネジメント計画に基づき、同協議会が主体となって事前対策、教育・訓練、見直し・改善などに取り組むほか、危機的事象の発生時には、各関係者が対応計画に基づき、それぞれの役割に応じて対応を速やかに行う。

2 【解説】

3 港湾の機能は、「港湾において活動を行う様々な関係者」（以下「関係者」という）により
4 支えられており、これら関係者の合意が得られない限り、港湾BCPの実効性は担保されな
5 い。

6 このため、本ガイドラインは、港湾管理者、管轄する国土交通省地方整備局等の港湾事務所
7 等及び関係者からなる協議会等（以下「港湾BCP協議会」という）を港湾BCPの策定主体
8 及び同BCPに基づくマネジメント活動の実施主体として想定している。~~この関係者には、広
9 域的な視点を有するとともに、迅速な機能回復の実施主体ともなる国が積極的に参画するこ
10 とが必要である。~~

11 港湾BCP協議会は、港湾BCPの策定及び平時の各種マネジメント活動の実施主体であ
12 るが、危機的事象が発生した場合においては、各関係者が対応計画に基づきそれぞれの役割、
13 対応を速やかに行うとともに関係者間の情報共有に努めるものとする。

14 東日本大震災の際、こうした関係者の組織がない港湾においては、発災後しばらく
15 の間、情報共有や関係者間の調整等が困難であったことを踏まえると、港湾BCP協
16 議会を設置し、平時からの各種マネジメント活動を通じて関係者間の連携や信頼感を
17 築いておくことは極めて重要である。
18

1 第二部 港湾BCP策定ガイドライン

2 第I章 港湾BCPの概要と必要性

3 1 港湾BCPの概要

港湾BCPとは、大地震・台風等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、突発的な港湾運営環境の変化などの危機的事象が発生しても、当該港湾の重要機能・施設が最低限維持できるよう、危機的事象の発生後に行う具体的な対応（対応計画）と、平時に行うマネジメント活動（マネジメント計画）等を示した文書のことである。

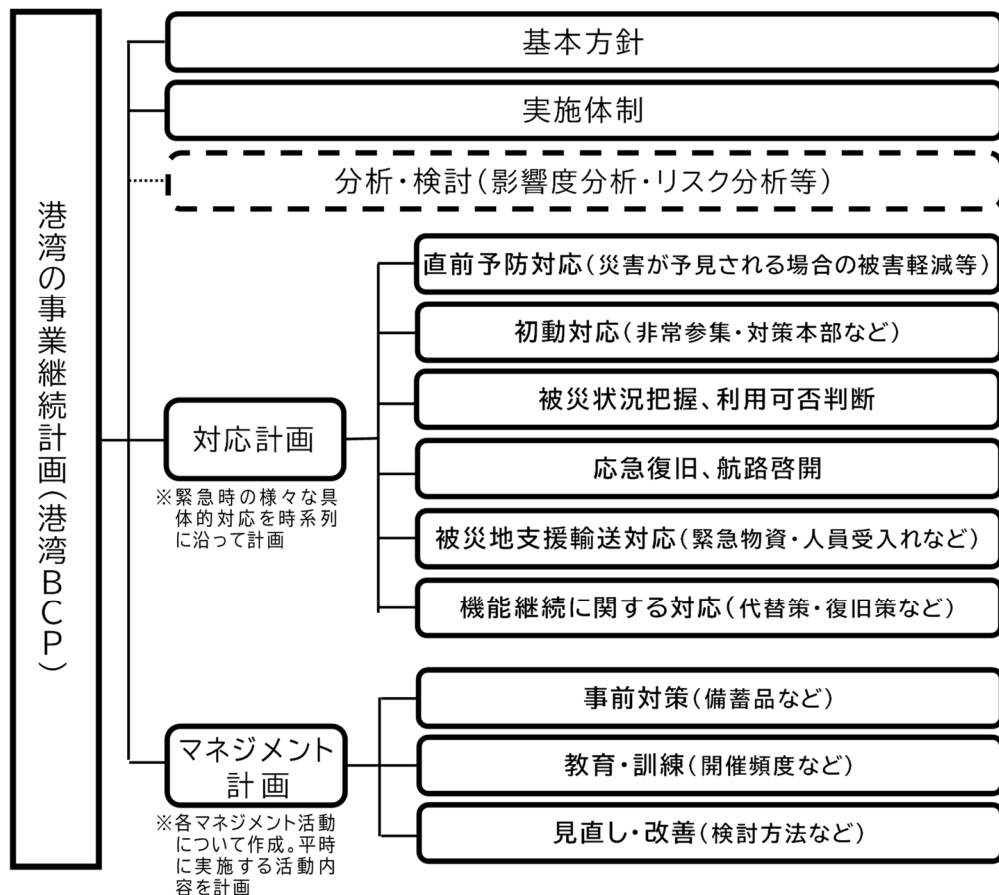
【解説】

港湾BCPは、どのような危機的事象に直面しても重要機能・施設の機能を継続することを目指すものであり、個別の危機的事象ごとに対応計画を策定するものではない。つまりは、港湾BCPの策定及び策定後のマネジメント活動を通じて、被害状況に応じた臨機応変な災害対応が可能となる体制・環境を構築することを目的としている。

そのためには、関係者が平時から当該港湾の状況を十分熟知するとともに、関係者間の連携が効果的に行われるよう相互の連携、信頼感の強化に努めることが不可欠である。

港湾BCPの基本的な構成を図2-I-1に示す。

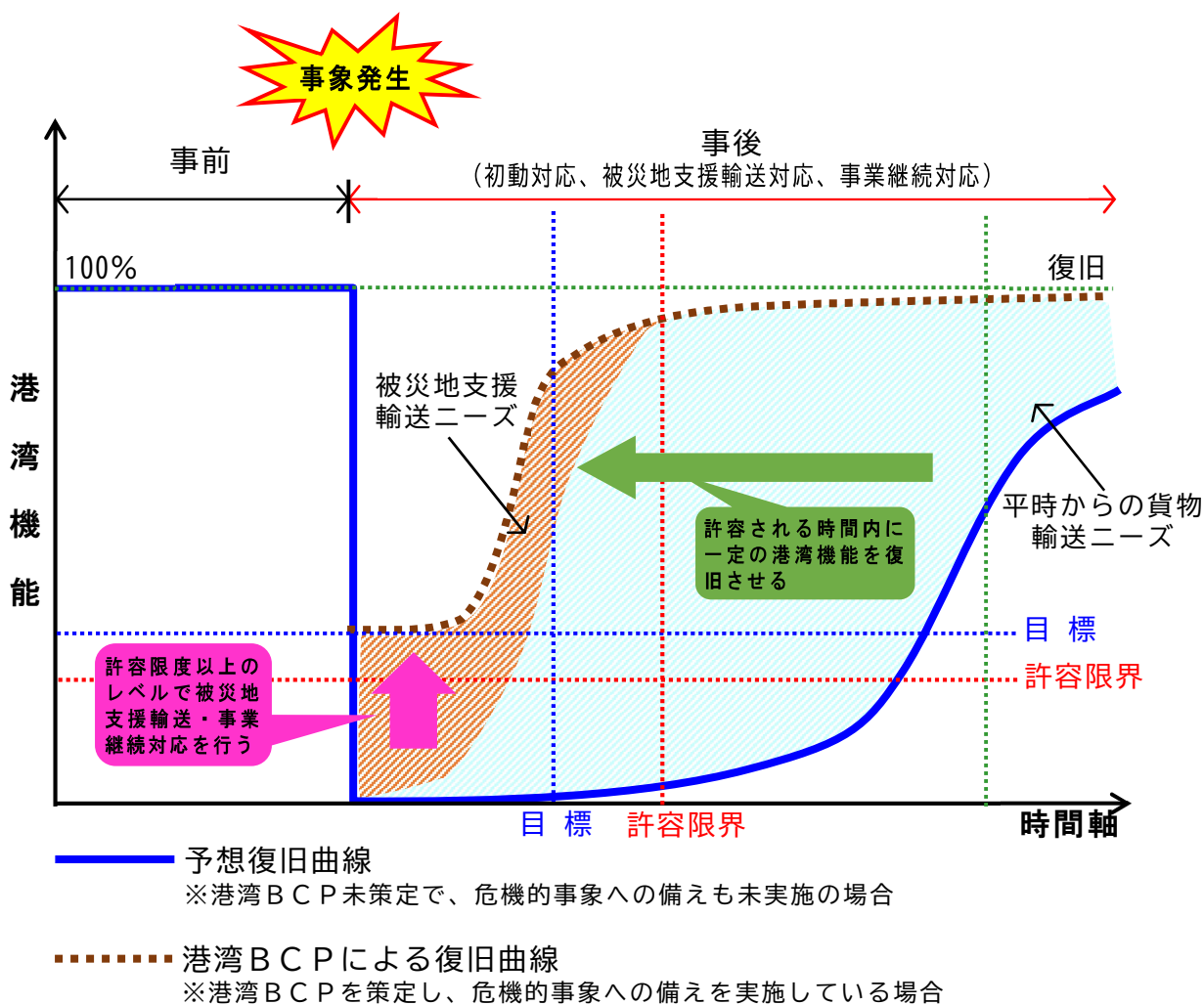
港湾BCPは基本方針と実施体制、対応計画、マネジメント計画から構成されており、民間企業において策定される企業BCPにおいて一般的に記載されている影響度分析やリスク分析等については、港湾BCPでは参考的な扱いとしている¹。



17 18 図2-I-1 港湾BCPの基本的な構成（再掲）

1 港湾BCPの基本的な考え方を図2-I-2に示す。大規模災害などの危機的事象が発生
 2 すると、図の「予想復旧曲線」で示すように、一旦、港湾機能は大きく低下し、時間を追う
 3 ごとに徐々に復旧していく、という曲線を辿る。この時、「港湾機能」と「時間」には、あ
 4 る程度までは機能低下や遅延を許容出来る限界（許容限界）が存在する。例えば、「20%
 5 の取扱能力があれば必要最低限の物流は確保出来る」、「2週間までに一定の港湾機能を回
 6 復できれば大きな問題が生じない」というようなものである。そこで、港湾BCPでは、そ
 7 の許容限界を超えないように機能継続に関する目標を設定し、図の「港湾BCPによる復旧
 8 曲線」で示すような復旧曲線になるように、「対応計画」及び「マネジメント計画」を検討
 9 していくこととなる。

10 また、発災直後においては、平時からの貨物ニーズよりも、被災地支援輸送ニーズへの対
 11 応を最優先で求められる場合も想定される。



12
 13 図2-I-2 港湾BCPの概念（地震災害等の場合）
 14
 15
 16

17 ¹ 影響度分析やリスク分析等については、多数の意志決定者を有する港湾では関係者間で必ずしもその評価が一致す
 18 るとは限らない。そのため、分析・検討は港湾BCP策定のための参考として扱うものとし、関係者の合意を求める
 19 ものとはしない。

1 なお、災害が予見され、ゲートクローズ等の直前予防対応をとった場合、図2-I-3に示
 2 す通り、一時的に港湾機能が低下する場合がある。

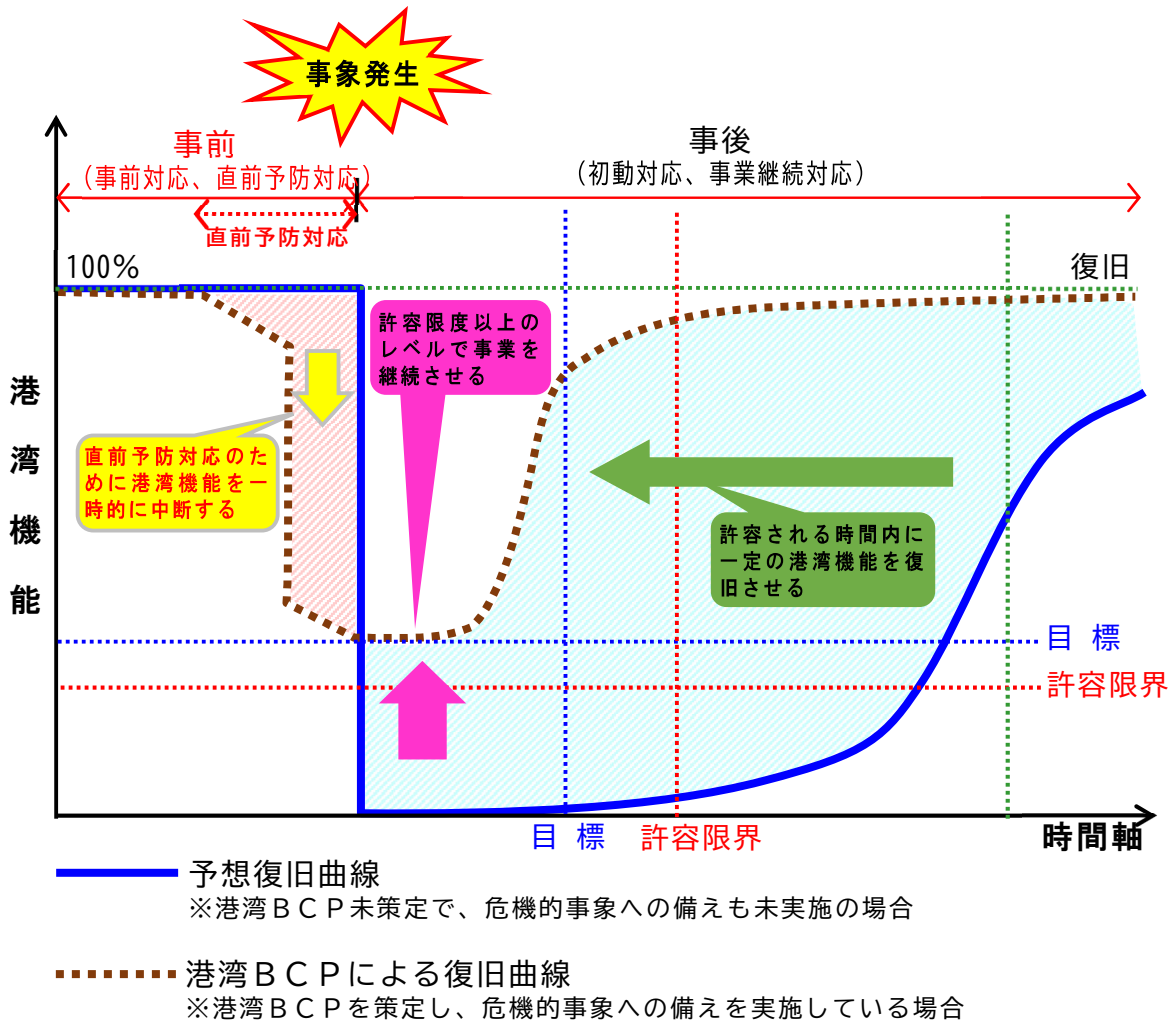


図2-I-3 港湾BCPの概念（風水害など事前に予見される災害の場合）

港湾BCPは、一度策定すればそれで終わる計画文書ではなく、“継続的な取り組み”に関する実施計画を含むものであるため、港湾BCP協議会は継続的・体系的にマネジメント活動に取り組むことが重要である。

特に、港湾BCPの実効性を高めるためには、次の3点が重要であり、これらが不十分である場合はその効果は限定的となる可能性が高いことに留意すべきである。

- 危機的事象の発生においても重要機能・施設の機能の低下を最小限に抑える仕組み
- 港湾BCPに関する意識を浸透させる仕組み
- 港湾BCPを見直し・改善する仕組み

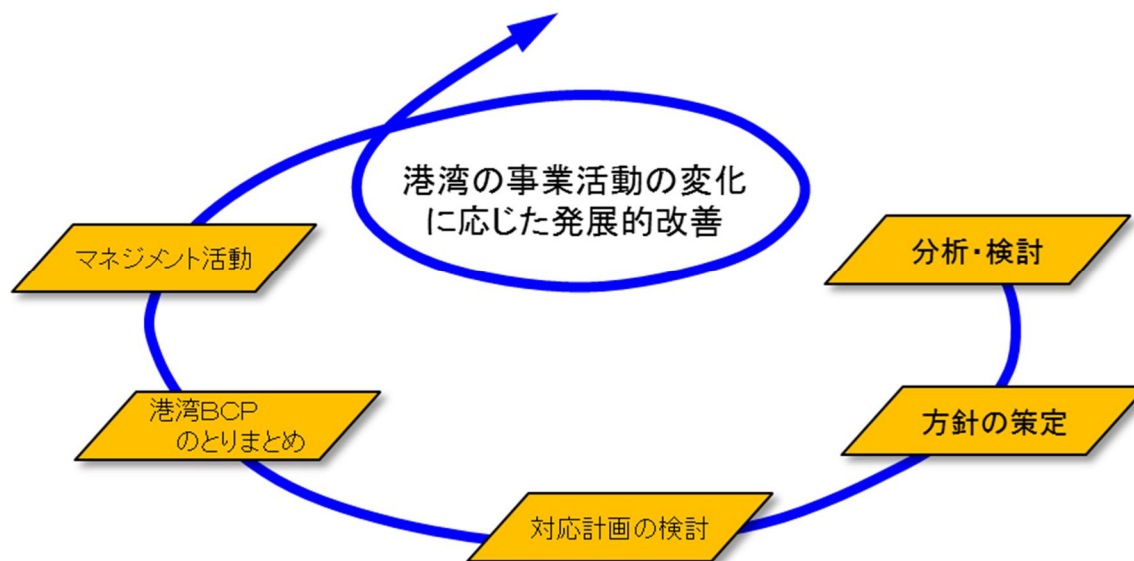
1

2 【解説】

3 港湾BCPの策定のみならず、重要機能・施設の機能を継続するための人員・資機材の確
4 保を含む事前対策、取組を浸透させるための教育・訓練、策定した港湾BCPの見直し・改
5 善などを行う平時からのマネジメント活動についても、港湾BCPの一部である。

6 当初から完成度の高い港湾BCPを目指し、検討に時間を要した結果、危機的事象に間に
7 合わないといった事態を避けるため、出来る事から取り組みを開始し、その後の継続的改善
8 により徐々に港湾BCPの質の向上を目指すべきである。

9 その手法として、例えば、PDCAサイクルの活用も有効である。



10

11

図 2 - I - 4 港湾BCPにおけるPDCA

2 港湾における従来の防災活動等との関係

港湾BCPは、従来まで一般的に取り組みられてきた防災活動と中心的な発想やアプローチが異なるが、防災活動と重なる部分も多いため、地域防災計画等との整合性に配慮して策定すべきである。

【解説】

従来の防災活動は、地方自治体が策定する地域防災計画等に基づいて行われる。一方、港湾BCPは、危機的事象の発生により活用できる人員・資機材に制限が生じることを前提として、優先すべき重要機能・施設を絞り込み、どの機能をいつまでにどのレベルまで回復させるかを定めること、また、実効性を高めるための日常的な取り組みを行うことが求められる。そのため、港湾BCPは地域防災計画等とはその性質が異なり、従来の防災活動の延長線上にあるものではないことに留意が必要である。

ただし、災害による被害を軽減するための防災活動は、港湾BCPと重なる部分も多いため、港湾BCPは地域防災計画等との整合性に配慮して策定すべきである。

表 2 - I - 1 地域防災計画と港湾BCPとの比較

	地域防災計画	港湾BCP
策定主体	地方自治体（都道府県や市町村）	港湾BCP協議会（港湾関係者）
策定根拠	災害対策基本法に基づく法定計画	関係者の合意に基づく自主的な計画
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●人命・財産に係る防災が目的 ●想定される全ての災害について災害毎に作成 ●災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について記述 ●地域における緊急輸送（陸上・海上）について記述 ●主に、地方行政が実施する対応計画 ●災害廃棄物の処理について記述 ●計画の範囲は、地方行政全般 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要機能・施設の継続が目的 ●大規模災害（地震・津波、台風・高潮）への対応を中心に作成 ●機能継続に必要な対応策（事前対策などの平時におけるマネジメント活動、直前予防策、代替策・復旧策）について記述 ●地域防災計画で想定されている港湾を使った緊急輸送について、具体の行動を対応計画として記述 ●民間企業を含む港湾関係者が実施する対応計画 ●仮置き場候補の抽出等の土地利用計画についての記述 ●計画の範囲は、港湾関係のみ
アプローチの違い	<ul style="list-style-type: none"> ●被害想定に基づき防災・減災対策を計画 ●施設整備計画を含む ●対策には優劣を付けずに計画 ●年に1度、計画を見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の被災状況に応じた対応策を計画 ●施設整備計画は含まない ●重要機能・施設を絞り込んで対応策を計画 ●過去の災害のみならず、平時の訓練等も含め、適宜計画を見直し

1 3 港湾BCPの必要性

災害時に、港湾空間に存在する人命を守り資産被害を軽減することは当然として、経済活動を機能不全に陥らせないために、人流やサプライチェーンの維持が求められる。また、初動時には地域の復旧の拠点となることから、災害多発国である我が国としては、どのような危機的事象に対しても、早期復旧のみならず、災害時にも最低限の重要機能・施設を維持していくことがこれまで以上に強く求められている。

加えて、広域港湾BCPの取組みの一つである被災地支援輸送においては、拠点となる個々の港湾において、災害時に最低限の港湾機能を発揮することが求められることから、広域港湾BCPの実効性の確保のため、ネットワークを構成する港湾における港湾BCPの策定が求められる。

2 【解説】

3 我が国の港湾空間には製造業や物流関連企業が多数立地している。また、港湾空間には、こ
4 れらの企業の従業員やフェリー等の利用者、クルーズ旅客をはじめとする観光客が存在する。
5 災害時には、これらの人命を守り資産被害を軽減する必要がある。

6 また、港湾は近年、多くの企業が生産効率の向上等を目指し、分業化及び外注化を進めてき
7 たことから、サプライチェーンの一箇所が機能停止しただけで生産全体が止まり、国内はもち
8 ろん世界的にも影響を及ぼしかねない状況となっている。特にサプライチェーンの核となる
9 港湾は、直接利用する企業のみならず我が国全体又は地域全体の経済・産業を支えていること
10 から、我が国社会や地域に対する責任という観点からも、災害時の機能維持が必要とされてい
11 る。

12 また、港湾BCPに取り組むことによって、港湾利用者（荷主等）等から災害時にも港湾機
13 能の維持が期待できると評価され、新たな利用者の獲得や取引拡大につながるなど、港湾競争
14 力強化といったメリットも想定される²。

15 さらに、平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨において、港湾が海上輸送による
16 緊急物資・支援部隊の拠点となったところであり、災害時の復旧拠点としての機能維
17 持の必要性が改めて認識された。加えて、令和6年能登半島地震を踏まえ、離島・半島
18 といった条件不利地域等での被災地支援のための海上支援ネットワークを形成する港
19 湾の重要性も再認識され、港湾における防災拠点機能の確保も求められる。

20 なお、港の規模や想定される津波の規模・到達時間等に応じて、津波来襲時に船舶
21 に起こり得るリスクについて船側の関係者も含め検討し、リスク軽減を図ることが望
22 ましい。
23

24
25 ² その他、「地域産業の雇用維持」「復旧や復興に係る需要を得る機会の獲得」というようなメリットも想定できる。

1

5 港湾BCPの取組手順

港湾BCPの構成は、①方針の策定（基本方針の策定、実施体制の構築）、②分析・検討、③対応計画、④マネジメント計画の4つに大別され、この順に検討・策定を進めていくが、文書化にあたってはこれらの各項目について、シンプルかつ明瞭に示すことが重要であり、関係者の連携活動を円滑にするとともに港湾BCPの周知活動推進のため、可能な限り策定した港湾BCPの概要版を作成する。

検討した内容については、港湾BCPとして文書化し、引き継ぎや教育にも活用するとともに、関係者間の連携の他、港湾ユーザーへの情報発信の観点から、策定文書は機密情報や個人情報等に配慮しつつ、公開することが望ましい。

2

3

【解説】

4

5

6

7

8

対応計画、マネジメント計画の確実な実施や、担当者の引き継ぎ等を確実にを行うため、基本方針、実施体制、対応計画、マネジメント計画など必要なものは文書化する。ただし、港湾BCPをどこまで詳細に文書化するか、非常時に対応者が的確に行動出来るよう、その内容に応じて具体の行動手順を記した文章、図表、資料類(行動手順書)を別途用意する等、実効性の観点から検討しておくことが望ましい。

9

10

また、実際の作業を円滑にするために、上記行動手順書、参考資料、マニュアル、チェックリスト等も必要に応じて作成することが望ましい。

11

12

13

14

15

16

なお、実際の被害は想定と異なる場合が多いため、港湾BCPの内容を柔軟に応用することが望ましい必要がある。このため、文書の重要性はその緻密さにあるのではなく、担当者の行動を有効にサポートすることであり、文書化自体が目的とならないよう、十分に注意する必要がある。緊急時に使用する港湾BCP（又はその一部）等は、**活用時の利用性確保のため、可能な限り概要版を作成するとともに**、担当者に配布し、常に活用できるよう工夫することも重要である。

第Ⅱ章 方針の策定

1 基本方針の策定

基本方針は港湾BCPにおける対応計画及びマネジメント計画の基本となるものであり、当該港湾の機能や特性、役割を十分把握の上、対象とする危機的事象及び優先的に機能継続を図る必要がある港湾機能・施設（重要機能・施設）などを定める。

【解説】

基本方針は、当該港湾の機能・施設に対する基本的な考え方を示すものである³。

港湾BCPの策定にあたって対象とする危機的事象については、原則として地域防災計画等で定められた危機的事象とするが、二つの危機的事象が同時に発生するような複合災害や、発生頻度は低いが被害規模が極めて甚大となる巨大災害など、想定を超えるような事象が発生した場合も柔軟に対応できるように備える必要がある。また、その際、港湾施設の被害だけでなく、船舶や船員・乗客への被害、船舶が陸上施設等に及ぼす被害についても幅広く考慮することが望ましい。その際、当該港湾の機能及び当該港湾を取り巻く環境を十分理解し、当該港湾が果たすべき責任や、当該港湾にとって重要な機能を明確にしておくことが必要である。具体的には、当該港湾の管理・運営等の方針に照らし合わせ、港湾関係者や利用者、社会一般からの当該港湾への要求・要請を整理することから始めるとよい。また、抽出された重要機能・施設を維持するために必要となる効率的、効果的な対策について検討することが重要である。

なお、基本方針を検討するにあたっては、港湾BCP協議会において、第Ⅲ章（分析・検討）の結果も踏まえ、十分な議論を経ることが望ましい。

2 実施体制の構築

港湾BCP協議会の設立にあたっては、原則として港湾管理者が構成員の選定、規約案の作成を行う。設立後は、同協議会が港湾BCPの策定主体及び同BCPに基づくマネジメント活動の実施主体となる。

【解説】

本ガイドラインでは港湾BCP協議会を港湾BCPの策定主体及び同BCPに基づくマネジメント活動の実施主体として想定している。

同協議会の設立にあたっては、原則として港湾管理者が構成員を選定し、全体的（関係者横断的）な体制を構築する⁴。なお構成員の選定にあたっては、港湾BCPの実効性を高めるため、可能な限り多くの関係者で組織することが望ましい⁵。

³ 例えば、「利用者に対する物流サービス責任を果たす」、エネルギー供給など特定の社会的責任がある場合には、「社会的責任を必ず果たす」等の事項が考えられる。

⁴ 協議会の規模が大きくなりすぎると十分な議論ができなくなるなどの弊害が生じるため、必要に応じて部会の設置を行う。なお、事務局の負担を軽減するため、既存協議会や各港振興協会等の枠組みを活用しても良い。

⁵ 各組織において実施責任及び権限を有する人員でなければ、マネジメント計画の実現は難しい。このため、港湾BCP協議会の構成員には、実施責任及び権限を有する人員を継続して確保し続けることが重要である（第一部 5 本ガイドラインが想定する港湾BCPの策定及び実施の主体 参照）。

1 第Ⅲ章 分析・検討

2 1 港湾BCP策定のための分析・検討の手順

3 港湾BCPにおける対応計画及びマネジメント計画について、実効性の高い計画を策定
4 するためには、影響度分析及びリスク分析・評価の実施が重要である。

5 リスク分析にあたっては、設定する復旧予想時間・レベルが影響度分析で実施する目標
6 復旧時間・目標復旧レベル以下となるよう検討する必要がある。

7 【解説】

8 港湾BCPを策定するためには、前章で示した基本方針を踏まえて、影響度分析及びリス
9 クの分析・評価を実施し、相互に連携させる必要がある。これら検討の一連の流れを図2-
10 Ⅲ-1に示す。

11 まず、影響度分析では、当該港湾における各施設の機能が中断・喪失した場合の影響度の
12 評価を実施し、港湾の運営にあたって重要な機能・施設を特定し、特定した機能・施設に係
13 る重要経営資源を明確化し、目標復旧時間及び目標復旧レベルを設定する。さらに、リス
14 ク分析・評価において、リスクの特定、明確化された重要経営資源に対し、重要経営資源のボ
15 トルネック抽出を実施し、復旧に要する期間及び水準を見積もる。リスク評価の成果として
16 最も重要な情報は、予想復旧時間及びレベルの算出であり、顧客要請に応えるため、これら
17 が顧客である荷主や船社が求める目標復旧時間及びレベル以下となるよう、対応計画等を検
18 討する必要がある。

19 上記の検討にあたっては、分析・検討内容の実効性確保の観点から、港湾管理者や管轄す
20 る地方整備局等の港湾事務所等、港湾を利用する荷主、物流業務を担う港湾運送事業者、C
21 I Q関係者等の当該港湾における関係者で構成される検討体制を整えることが必要である。

22 また、目標復旧時間、目標復旧レベルの検討においては、被災した港湾施設の応急復旧の
23 進捗状況とも整合性をとることが重要であり、「船社・荷主」の需要側と港湾管理者等の供
24 給側との双方向のコミュニケーションにより検討・調整を実施することが重要である。

25 なお、分析・検討は当該港湾全体の機能を対象として実施すべきである。特に、CTでは
26 各種リソースや荷主等が多岐にわたっていることから、関係者との密接な連携による詳細な
27 検討が求められる。

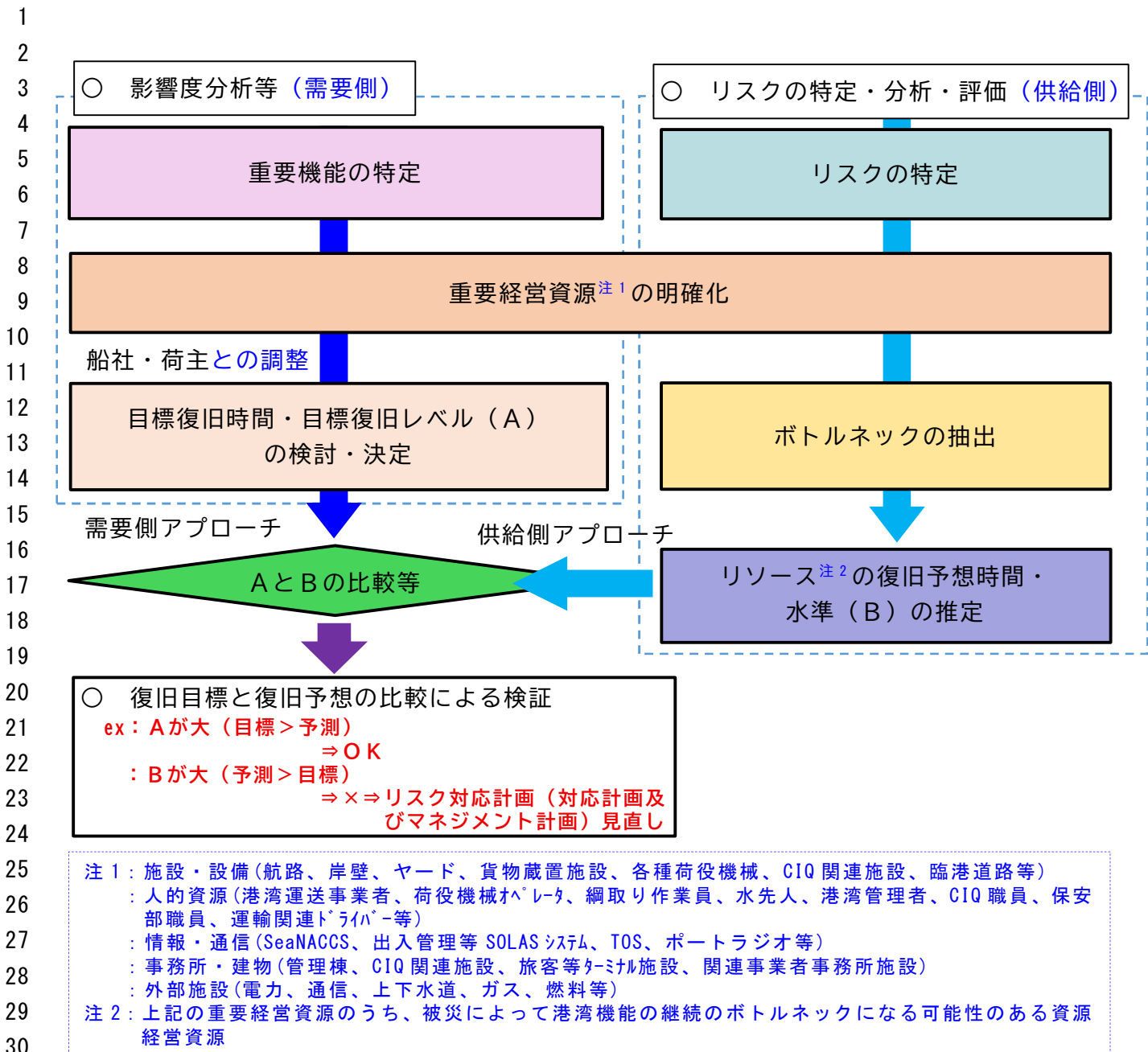


図2-III-1 港湾BCP策定のための分析・検討の手順

1 2 影響度分析等

港湾BCPを検討するにあたっては、当該港湾が有する機能を十分踏まえた上で、被災した場合の「影響の大きさ」（以下「影響度」という）を分析し、当該港湾における重要機能・施設を設定する。また、重要機能・施設に係る重要経営資源を明確化し、その機能の中断・喪失が許容される時間やもたらす影響を勘案して、目標復旧時間、目標復旧レベルを設定する。

特に、CTにおいては、事業継続に必要な関係者及び施設（荷役機械・システム等）が多岐にわたっており、一部の機能の中断・喪失や、施設の被災がCTの機能継続に大きな影響を及ぼすボトルネックにもなり得ることから、体系的・総合的な分析・検討が求められる。

【解説】

危機的事象の発生により、当該港湾の施設や設備が大きな被害を受け、港湾機能に必要な事業者等が十分に活動できない状況になれば、被災地支援に係る人員・物資の輸送や当該港湾の機能を満足できるレベルで継続することが困難となる可能性がある。港湾施設の中には、被災地支援輸送の拠点機能の確保、機能中断の影響が大規模かつ広範囲に及ぶ、復旧するまでの時間の経過を許容できない等の理由で、優先的に機能継続・早期復旧を図る必要がある港湾施設（重要機能・施設）が存在する。

このため、危機的事象の発生後に迅速かつ的確な対応を実施するには、港湾BCPの検討段階において、あらかじめ重要機能・施設を設定すべきである。重要機能・施設の設定にあたっては、災害時の支援形態、港湾の利用状況、貨物流動などの港湾特性を十分踏まえた上で、被災による影響を考慮して設定することが肝要である。また、重要機能・施設を設定し、重要機能・施設に係る重要経営資源を明確化した後に、引き続いて行う目標復旧時間および目標復旧時間ごとの目標復旧レベルの検討は対応計画の前提条件となるため、港湾BCP協議会において十分な検討を行い、関係者間において共通認識をもつことが必要不可欠である。

特に、CTにおいては、事業を継続するために必要となる関係者、荷役機械、情報システム等の要素が多岐にわたっており、相互に密接な連携のもとで運営が行われている。そのため、これらのうちいずれか一つの機能の中断・喪失や、一部の施設の被災が、ターミナル全体の作業能力や物流機能に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

こうした特性を踏まえ、CTにおける事業継続を確保するためには、関係者や施設等の重要性や相互依存関係を的確に把握し、潜在的な脆弱性や影響範囲を明らかにしたうえで、体系的かつ総合的な分析・検討を行うことが重要である。

1 (1) 機能中断・喪失による影響度の評価

2 3 **危機的事象の発生により港湾の機能が中断・喪失した場合における影響については、重要機能・施設の設定や対応計画を検討する上で必要不可欠であるため、関係者間で共通の認識とするべく、港湾BCP協議会において十分検討すべきである。**

4 【解説】

5 港湾BCPの検討にあたっては、施設の被災把握だけでなく、特に被災による機能の中断・
6 喪失等のリスクの有無が極めて重要である。このため、港湾BCPの基本方針や対応計画等を
7 検討する上では、当該港湾における各施設の機能が中断・喪失した場合の影響度及びその期間
8 による影響度の変化を時系列で評価しておくことが不可欠である。

9 重要機能・施設の設定は影響度の分析を踏まえて行うことが一般的である。ただし、この評
10 価は、どうしても評価する者の主観に左右されることから、各関係者の有する情報やその評価
11 の考え方については、関係者間において出来る限り共通の認識としておくことが望ましい。ま
12 た、対応計画を見直す際には過去の災害も踏まえ、関係者間で港湾機能にどのような支障が生
13 じたかを分析し、影響度の評価のための判断材料として整理しておくことが望ましい。

14 影響度の具体的な評価は、各港の港湾BCP協議会において異なる手法を用いても差し支
15 えないが、被災地支援輸送に係る機能を喪失した場合の影響（表2-III-1）や、物流・人
16 流サービスの各機能が停止又は相当程度低下した場合の影響（表2-III-2）等の観点につ
17 いて、評価・整理しておくことが重要である⁶。

18 表2-III-1 被災地支援輸送に係る機能を喪失した場合の影響度の評価（例）

判断基準			港湾A (●●ふ頭)		港湾A (●●ふ頭)		港湾B (●●ふ頭)		港湾C (●●ふ頭)		港湾D (●●ふ頭)		港湾E (●●ふ頭)	
視点	基準	基準点												
発災直後の救急救命活動	救急救命活動のための人員輸送について背後地域の必要性や活動拠点形成の可能性に応じてランク付け	30	A	30	C	10	B	20	A	30	A	30	C	10
プッシュ型緊急物資輸送	生活必需品等のプッシュ型緊急物資輸送について、背後地域の需要や荷役場所確保可能性に応じてランク付け	20	A	20	B	10	B	20	B	20	A	20	B	10
プル型緊急物資輸送	日常生活の維持支援に必要なプル型の緊急物資輸送における背後地域の需要や荷役場所確保可能性に応じてランク付け	20	B	10	B	20	B	10	B	10	A	20	B	10
地域のコミュニティの維持保全	地域コミュニティ維持のための各種支援活動拠点(給水・入浴・医療サービス等)の必要性に応じたランク付け	10	B	5	C	0	A	10	C	0	B	5	C	0
地場産業等の継続支援	地域の生業(漁業、地場産業等)維持のために必要な人員、資材等の輸送の必要性、緊急性等に応じたランク付け	10	A	10	B	5	A	10	C	0	A	10	C	0
その他の総合的支援活動	仮設住宅用地、災害ガレキ仮置き場等の場所の確保可能性	10	B	5	C	0	A	10	B	5	A	10	A	10
総得点				80		45		80		65		95		40
重要な被災地支援拠点の特定			特定②		非特定		特定③		非特定		特定①		非特定	

1
2

表 2 - III - 2 物流・人流サービス中断による影響度の評価（例）

判断基準			岸壁A コンテナ		岸壁B 穀物バルク		岸壁C 鉱石バルク		岸壁D エネルギー		岸壁E フェリー(耐震)		岸壁F 旅客	
視点	基準	基準点												
初動時の復旧拠点	・取扱貨物／旅客の中断により影響が生じる対象者(とその重要度)を勘案してランク付け													
将来的な影響	・取扱貨物／旅客の中断により影響が生じる対象者(とその重要度)を勘案してランク付け	30	A	30	A	30	B	24	A	30			C	15
収益性低下の影響	・取扱貨物／旅客の中断により影響が生じる岸壁の収益を勘案してランク付け	10	B	8	B	8	B	8	B	8			B	8
コスト増の影響	・取扱貨物／旅客の中断により代替輸送を行う場合のコスト増を勘案してランク付け	10	B	8	B	8	A	10	A	10			C	5
損失／賠償の影響	・取扱貨物／旅客の中断により港湾利用者が負う損失／賠償を勘案してランク付け	20	A	20	B	16	B	16	B	16			C	10
事業停止／流出の影響	・取扱貨物／旅客の中断により港湾利用者の事業停止／流出を勘案してランク付け	20	A	20	A	20	A	20	B	16			C	10
信頼性低下の影響	・取扱貨物／旅客の中断により背後地域の社会的信頼性の喪失を勘案してランク付け	10	A	10	A	10	B	8	A	10			C	5
総得点		100		96		92		86		90				53
重要事業の特定			特定①		特定②		非特定		非特定				非特定	

3
4

5 ⁶ 影響度分析の目的は、当該港湾における各機能に優先順位を付け、重要機能・施設を設定するためである。従って、
6 優先順位などが明らかな港湾であれば、上記のように詳細な検討を行わずに重要機能・施設を設定して構わない。
7 また、危機的事象の発生時にはそれぞれの被災状況を勘案して、復旧方策等を決めることとなるため、復旧の優先順
8 位はこの影響度によらない場合も多い。従って余計な混乱を招かないよう、影響度の評価結果を公表する際は定性的
9 な表現に止めるなど、注意する必要がある。

1 (2) 目標復旧時間・目標復旧レベルの検討・決定

抽出された重要機能・施設について、当該施設の関係者の協力のもと、当該機能をいつまでに、どの水準まで、復旧させるかという目標を設定する。

2
3 【解説】

4 港湾BCPを検討する上では、危機的事象が発生した場合の機能回復に係る目標を設定し
5 ておくことが重要であり、どれくらいの時間で復旧させるかを「目標復旧時間」、目標復旧時
6 間ごとにどの水準まで復旧させるかを「目標復旧レベル」として検討する。

7 具体的には、それぞれの重要機能・施設について、支援船運航者⁷や荷主及び船社等のニ
8 ーズを踏まえ、機能中断・喪失（または相当程度の機能低下）が許容されると想定される時
9 間と必要とされる機能を推定した上で、時間の許容限界より早く目標復旧時間を設定し、機
10 能の許容限界を上回るように目標復旧レベルを設定する^{8,9,10}（図2-III-1（再掲）を参
11 照）。

12 重要機能・施設の時間的及び機能的な許容限界を推定する上では、各関係者が有する復旧に
13 関する情報（作業の実施に必要とされる作業人数、備蓄している資機材の種類・量など）をあ
14 らかじめ可能な限り把握しておくことが重要となる。

15 また、CTにおいては、ターミナルの被害状況に応じて同一港湾内の代替ターミナルや代替
16 港を活用する場合も想定されることから、こうした可能性も踏まえ、代替港等の活用判断に資
17 するよう、許容限界期間及びレベルに係る検討もなされることが望ましい。

18 加えて、特にコンテナ取扱量の多い特定の港¹¹においては、港湾への電力供給途絶による大
19 規模停電に伴う、CTにおける電力喪失時に実施すべき最低限の業務内容を検討しておく必
20 要がある。具体的には、個々の港の運営状況、船社や顧客のニーズも踏まえて、着岸船舶の離
21 岸支援、蔵置コンテナのゲート搬出など、電力喪失時に非常用電源の使用を前提とした最低限
22 の業務内容を設定し、目標復旧時間・目標復旧レベルの検討を行う必要がある。特に、コンテ
23 ナ取扱量の多い特定の港¹¹においては、より詳細な検討が求められるが、その他の港において
24 も必要性を勘案して適宜検討することが望ましい。

25 なお、直前予防対応を実施し、被害がなかった場合についても、通常のオペレーションに回
26 復するプロセスを明記しておくことが必要である。

28 ⁷ 防衛省・海上保安庁等の官公庁や、フェリー・RORO船等の運航者である民間事業者などが想定される。

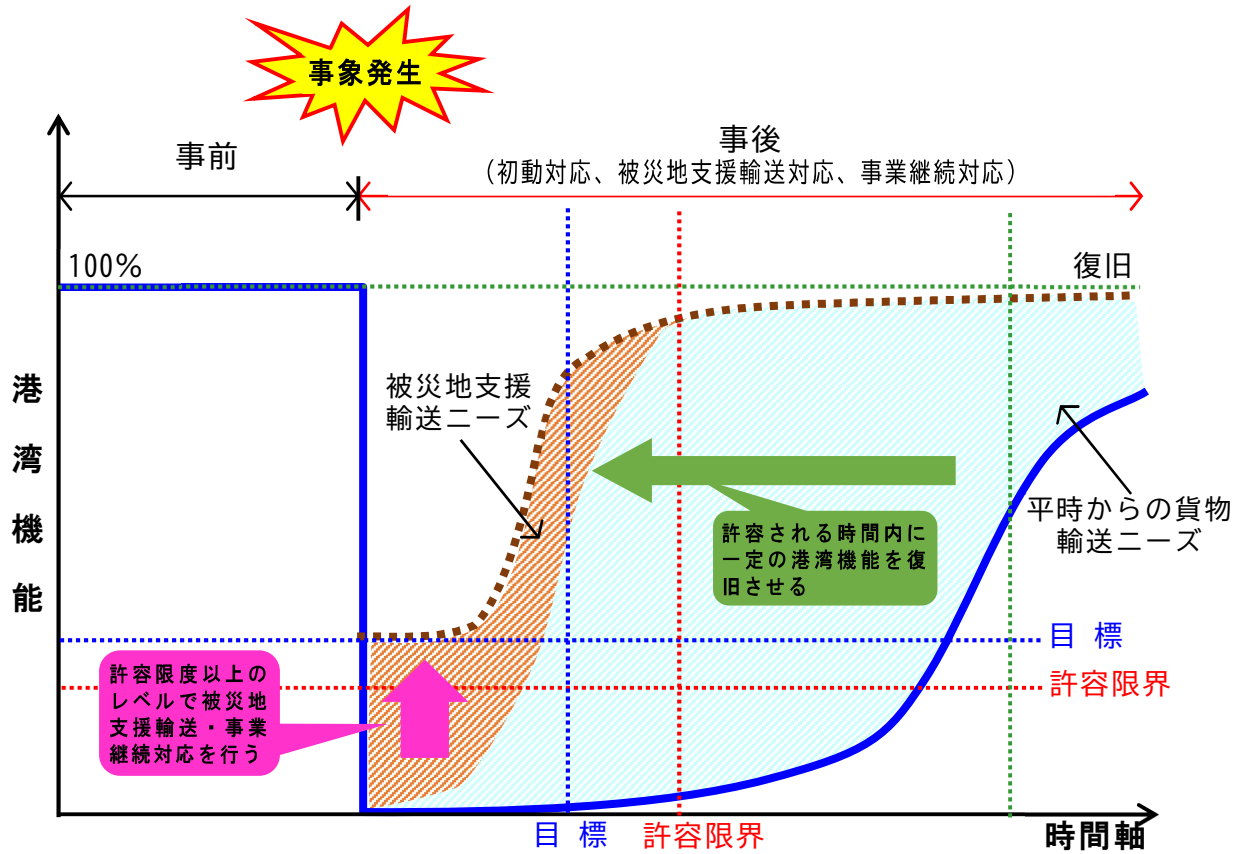
29 ⁸ 目標設定を許容限界より大幅に高めると、達成するための対策（第四章2（対応計画の検討）に記述）の難易度が急
30 激に上がるため、現実的な対策内容を踏まえて設定することに留意する。

31 ⁹ 目標復旧時間を複数考え、各時点の目標復旧レベルを段階的に設定するなどの組み合わせも可能である。

32 ¹⁰ 検討の目的は、当該港湾における重要機能・施設について、復旧目標を定めるためである。従って、復旧目標が明
33 らかな港湾であれば、上記のように詳細な検討を行わずに復旧目標を設定して構わない。

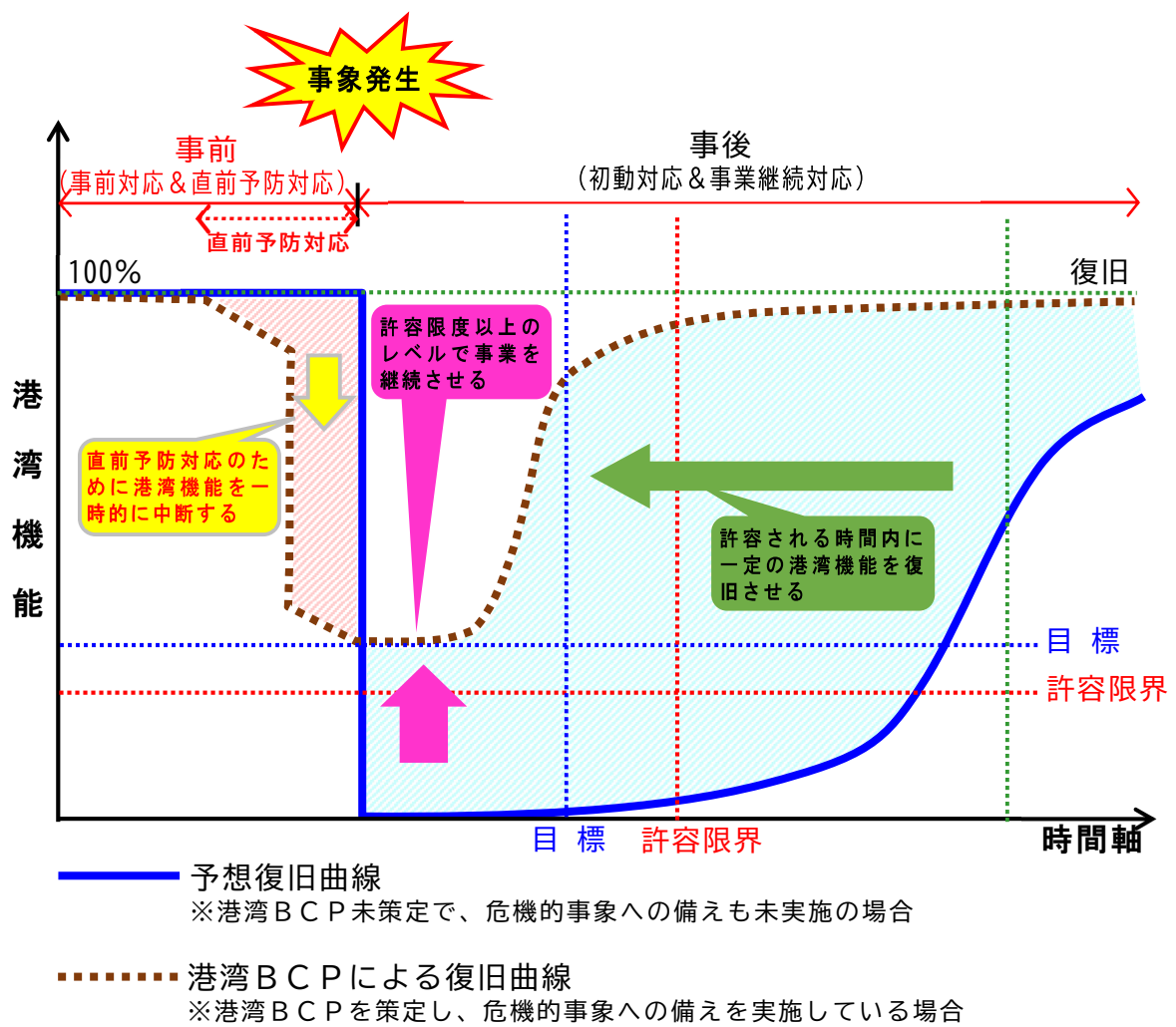
34 ¹¹ 特定の港とは、コンテナ取扱量の多い京浜港（東京港、横浜港及び川崎港）、名古屋港、大阪港、神戸港、博多港の
35 5港を指す。なお、この整理は港湾分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第2版）（国土交
36 通省港湾局、令和7年3月28日）と同様である。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26



- 予想復旧曲線
※港湾BCP未策定で、危機的事象への備えも未実施の場合
- - - 港湾BCPによる復旧曲線
※港湾BCPを策定し、危機的事象への備えを実施している場合

図 2 - III - 2 港湾BCPの概念 (地震災害等の場合) (再掲)



26 図2-III-3 港湾BCPの概念（風水害など事前に予見される災害の場合）（再掲）

27
28 目標復旧時間と目標復旧レベルの設定にあたっては、当該港湾が災害後の被災地支援に求
29 められる機能や平時に有する機能、**背後圏の経済活動や国際的なサプライチェーンに及ぼす**
30 **影響**を考慮した上で、機能の中断・喪失が許される時間と、機能の中断・喪失がもたらす影響
31 の視点から検討を行う。特に、CTにおいては、自然災害等に伴う外部電力の喪失や通信シス
32 テム障害が一定期間発生した際に、個々のCTの諸事情（荷主のニーズ、災害時の外部インフ
33 ラの再開見通し等）を踏まえた目標復旧時間と目標復旧レベルを設定する**必要があることが**
34 **望ましい**。

35 表2-III-3、表2-III-4に目標復旧時間と目標復旧レベルの設定例を示す。

36 目標復旧時間と目標復旧レベルは密接に関係しており、例えば、目標復旧時間が短ければ目
37 標復旧レベルは低く、目標復旧時間が長ければ目標復旧レベルが高くなる場合が多い。このた
38 め、両指標は連動して検討・設定されることになる。

39 重要機能・施設の暫定的な復旧に数週間以上も要すると、被災地支援活動が行えなくなるこ
40 とに加え、当該地域の物流・産業に対しての信頼性喪失まで懸念される事態となる。したがっ
41 て、これら機能の目標復旧時間については、関係者の意見も踏まえ十分に検討した上で設定す
42 べきである。特に、CTにおいては、ターミナルの被害状況に応じて代替港等の活用も想定さ
43 れることから、その判断のための許容限界期間及びレベルについても設定しておくのが望ま
44 しい（被災地支援輸送及び背後圏経済活動維持輸送に係る目標設定例は、それぞれ表2-III-

1 5、表2-III-6を参照)。

2 なお、目標復旧レベルについては、ここでは%で例示しているが、必ずしも、平時の港湾機
3 能を厳密に示せるとも限らないため、港湾BCP協議会で検討するためのひとつの目安とし
4 て示すことが考えられる。

5

6 表2-III-3 目標復旧時間と目標復旧レベルの設定例(視点別)

7 (被災地支援輸送に係る目標設定例)

視点	主な関係者	被災支援輸送のための重要施設等の機能喪失の影響								目標復旧時間(RTO)	目標復旧レベル(RLO)	備考
		～24時間	～48時間	～72時間	～96時間	～1週間	～2週間	～3週間	～4週間			
発災直後の救急救命活動への対応	被災による疾病者等	中	大	大	大	大	大	大	大	1日	60%	目標が達成できない場合は、代替港利用や代替手段による対応を検討
プッシュ型緊急物資輸送への対応	孤立地域等の被災住民等	小	小	中	大	大	大	大	大	2日	70%	目標が達成できない場合は、代替手段による対応を検討
プル型緊急物資輸送への対応	日常生活維持が困難な被災住民	小	小	小	中	大	大	大	大	6日	90%	目標が達成できない場合は、代替港利用による対応を検討

8

9

10 表2-III-4 目標復旧時間と目標復旧レベルの設定例(視点別)

11 (背後圏経済活動維持輸送に係る目標設定例)

岸壁A(コンテナ物流)の設定例

視点	主な利害関係者	重要事業中断における影響								目標復旧時間(RTO)	目標復旧レベル(RLO)	備考
		～3日	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～3ヶ月	～6ヶ月	～1年				
港湾利用者の事業停止・流出への対応	主要荷主(および船社)	小	小	小	中	大	大	大	85日	75%	目標が達成できない部分については、代替輸送等による対応。	
地域社会の信頼性喪失への対応	背後圏立地企業	小	小	小	小	中	大	大	171日	100%	復旧が長期にわたる場合は、企業活動の支援や代替策を実施。	

※ 影響：小(影響なし/限定的)、中(一時的・限定的で回復可能)、大(著しい影響あり/回復不可能)

12

13

14 表2-III-5 目標復旧時間と目標復旧レベルの設定例(活動内容別)

15 (被災地支援輸送に係る目標設定例)

必要な業務	港湾及び関連施設の運営資源	担当機関等	発災直後の救急救命活動への対応			プッシュ型緊急物資輸送への対応			プル型緊急物資輸送への対応		
			目標復旧時間(RTO)	目標復旧レベル(RLO)	サービス水準	目標復旧時間(RTO)	目標復旧レベル(RLO)	サービス水準	目標復旧時間(RTO)	目標復旧レベル(RLO)	サービス水準
支援船の出入港	航路・泊地(啓開)	港湾管理者	3日	95%	入港船舶に応じた航路水深の確保 大型船=-10.0m 小型船=-3.0m タグ・水先利用不可	6日	90%	入港船舶に応じた水深の確保 大型船=-10.0m 小型船=-3.0m タグ・水先利用可能	12日	70%	入港船舶に応じた水深の確保 大型船=-10.0m 小型船=-3.0m タグ・水先利用可能
	タグ・水先(必要に応じ)	タグ・水先									
	船舶無線連絡対応	港湾管理者									
	入手港許可等	港湾管理者									
支援船の接岸・離岸	岸壁(復旧)	港湾管理者	3日	95%	入港船舶に応じた岸壁前面水深の確保 大型船=-10.0m 小型船=-3.0m 岸壁背後大型車両走行路限定 網取り利用可能	6日	90%	入港船舶に応じた岸壁前面水深の確保 大型船=-10.0m 小型船=-3.0m 岸壁背後大型車両走行路限定 網取り利用可能	12日	70%	入港船舶に応じた岸壁前面水深の確保 大型船=-10.0m 小型船=-3.0m 岸壁背後大型車両走行路限定 網取り利用可能
	エプロン・ヤード(復旧)	港湾管理者									
	接岸許可	港湾管理者									
	網取り	港湾運送事業者									
救急救命活動のベースキャンプや輸送物資の荷役・保管場所の確保	支援団体ベースキャンプ	港湾管理者・支援機関	3日	95%	支援機関等の集結場所確保 夜間用投光器等の利用可能 臨港道路、緊急輸送路は職員制限で通行可	6日	90%	荷役作業場を●r確保 物資の一時保管場所●r確保 臨港道路・緊急輸送路片側通行可能	12日	70%	荷役作業場を●r確保 物資の一時保管場所●r確保 (民間倉庫使用可) 臨港道路・緊急輸送路通行可能
	荷役場所確保	港湾管理者									
	一時保管場所等の確保	港湾管理者、倉庫業者									
	緊急輸送路等への接続確認	港湾管理者・自治体									

16

1
2
3

表 2 - III - 6 目標復旧時間と目標復旧レベルの設定例（活動内容別）
（背後圏経済活動維持輸送に係る目標設定例）

岸壁A(コンテナ物流)の設定例

必要な業務	港湾運営資源	担当機関等	港湾利用者の事業停止・流出への対応			地域社会の信頼性喪失への対応		
			目標復旧時間 (RTO)	目標復旧レベル (RLO)	サービス水準	目標復旧時間 (RTO)	目標復旧レベル (RLO)	サービス水準
コンテナ船の入港(出港)	航路・泊地(啓開)	港湾管理者	85日	75%	航路水深12m、パイロット・タグボート利用可能	171日	100%	航路水深12m、パイロット・タグボート利用可能
	ポートラジオ	船舶情報事業者						
	タグボート	水先案内人						
	入港許可(入港届)・出港許可(出港届)	港長・港湾管理者・税関						
	出入国報告書	入管						
	検疫済証等	検疫						
コンテナ船の接岸・離岸	岸壁(復旧)	港湾管理者	85日	75%	岸壁水深12m、綱取り利用可能	171日	100%	岸壁水深12m、綱取り利用可能
	接岸許可	港湾管理者						
	綱取り	ターミナルオペレーター						
コンテナ荷役	エプロン・埠頭用地(復旧)	港湾管理者・ターミナルオペレーター	85日	75%	クレーン車等による荷役機械、大半の埠頭用地が利用可能	171日	100%	全ての荷役機械、大半の埠頭用地が利用可能
	臨港道路(復旧)	港湾管理者						
	荷役機械(ガントリークレーン・トラクター・ヤードシヤーン・トランステナーなど)	ターミナルオペレーター						
	税関検査場	税関・ターミナルオペレーター						
	検疫スペース	検疫・ターミナルオペレーター						
	チェックインゲート・チェックアウトゲート	ターミナルオペレーター						
	コンテナトラック	港運会社						

4

1 **3 リスクの分析・評価**

リスクの分析・評価は、**港湾の機能を中断させるおそれのある危機的事象（リスク）を特定し、重要機能・施設が必要とする明確化された重要経営資源に対して、重要経営資源のボトルネックの抽出を実施し、当該重要経営資源の予想復旧時間と予想復旧水準を推定する。**

特に、CTにおいては、港湾への電力供給途絶による大規模停電が大きなリスク要因になり得ることにも留意する必要がある。

2

3 **【解説】**

4 国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、地震、津波、台風・高潮等自然災害¹²
5 のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南
6 海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があることが予測されてい
7 ること、一度、大規模な自然災害が発生すれば、国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすも
8 のとなることから、まずは大規模な自然災害を対象とした港湾BCPを優先的に策定すべき
9 である。

10 ただし、どのような危機的事象に直面しても重要機能・施設の機能を継続する、という観点
11 から、必要に応じてその他のリスクについても検討する**事**ことが望ましい。

12 **また、リスクの分析・評価手法については、実効性の高い分析を実施する観点から、重要機
13 能・施設が必要とする明確化された重要経営資源に対して、重要経営資源のボトルネックの抽
14 出等の分析・評価を実施する必要がある。また、影響度の検討を踏まえた対応が必要なため作
15 業手順としては第三章2（影響度分析等）と調整しつつ行うことになる。**

16

17 ¹² **地震に伴う地盤沈下・隆起による影響**や気候変動の影響といわれる昨今の降雨強度の増大等による港湾施設への直
18 接的な影響（排水機能を上回る降雨や爆弾低気圧の接近に伴う吸い寄せ効果による浸水等）にも留意することが望ま
19 しい。

1 (1) リスクの特定

港湾の機能を中断させるおそれのある危機的事象を特定することは重要である。そのため、当該港湾の機能の中断・低下を引き起こす可能性がある危機的事象を洗い出し、発生の頻度（可能性）及びその影響を定性的に評価する必要がある。その際、リスクマッピングを実施することも有効である。

2 【解説】

3 リスクの特定手法としては、次のようなステップで実施することが考えられる。

4 ① 危機的事象の洗い出し

5 当該港湾の機能の中断・低下を引き起こす可能性がある危機的事象を洗い出す。この洗い
6 出しについては、極力発生し得る全てのものを考慮する。

7 ここでいう可能性のある危機的事象には様々な種類があるが、例えば、以下のような分類
8 をすることができる。

9 a. 地震・津波など予見不可能な危機的事象：災害の発生が予見できないため、常日頃から発
10 生に備えておく必要がある。

11 b. 台風等の事前に予見が可能な危機的事象：災害発生が予見される直前の対応等の準備に
12 ついて事前に、準備開始時間や準備する内容を検討しておく必要がある。

13 c. 広域災害の危機的事象：多くの機能・施設に甚大な被害を与えるため、大規模な被害が想
14 定される他の危機的事象にも応用が利く。一方、道路等他のインフラや・電気・通信等の
15 ライフラインの被害・復旧状況も考える必要があるため、分析・評価が難しい。

16 d. 火災など当該港湾のみが被災する危機的事象：直接的に被災を受ける関係者が限定され、
17 平時の物流機能が速やかに求められる（許容される中断時間が比較的短い）。被害が限定
18 的であることから、分析・評価はあまり難しくない。

19 e. 感染症等の段階的に発生する危機的事象：段階的かつ長期的に影響を与えるため、操業
20 レベルを維持するための対策が重要となる。なお、詳細については、別途策定している
21 「感染症編」を参照されたい。

22 ※上記以外にも、1つの危機的事象の発生が他の事象を連鎖的に発生させる、といったケー
23 スも必要に応じて考慮することが望ましい。

24 ② リスクマッピング

25 ①で洗い出された危機的事象について、数値シミュレーションや文献等を活用し、発生の
26 頻度（可能性）及びその影響について定性的に評価し、優先的に対応すべき危機的事象の種
27 類を特定し、順位付けする。

28 図2-III-3にリスクマッピングの例を示す。この図でまず優先的に対応すべき危機的事
29 象は、発生の頻度が高く、かつ影響も大きい事象①である。ただし、一般的にこのような重
30 大な危機的事象については、既に回避されているか対応を実施済みの場合が殆どである。従
31 って、この事象①に該当する危機的事象は存在しない場合が多い。このため、対応すべき危
32 機的事象は、通常、事象②もしくは事象③となる。事象④については、対応すべきか否かを
33 検討することとなる。

34 また、リスクマッピングの際は、気候変動により災害が頻発化していること等も踏まえ、
35 複合的災害発生（例えば、地震後の台風、高潮、豪雨、積雪など）に伴う影響の拡大等にも
36 留意する必要がある。加えて、港湾への電力供給途絶による大規模停電に伴う、C Tにおけ
37 る電力喪失にも留意した検討が求められる。

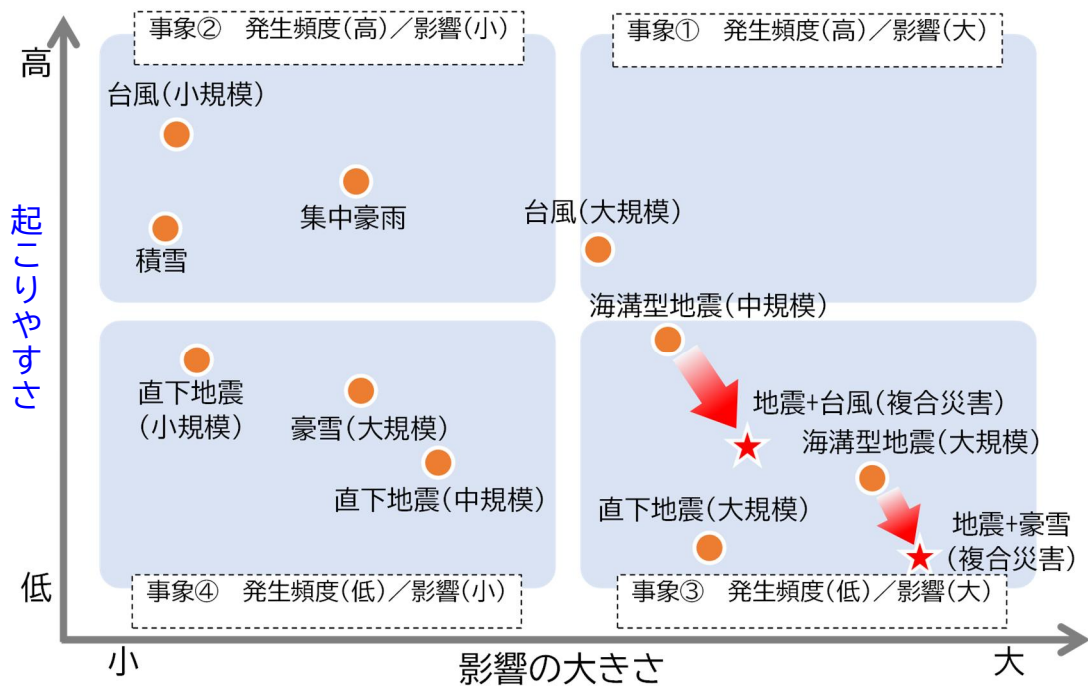


図 2 - III - 4 リスクマッピングの例

1
2
3

1 (2) リスクの分析・評価、予想復旧時間と予想復旧水準の推定

リスクの分析・評価は、重要機能・施設の実行に必要となる明確化された重要経営資源に対して、重要経営資源のボトルネックの抽出、当該重要経営資源の予想復旧時間と予想復旧水準の推定から構成される。

対策の検討にあたっては、あらかじめ危機的事象の発生時に重要機能・施設の機能を継続又は早期に復旧する上で、必要不可欠となる人的・物的資源を可能な限り把握・整理しておく。また、その中で、その確保の可否が重要機能・施設の機能の継続又は早期復旧を大きく左右するものを「ボトルネック」として把握し、対応計画及びマネジメント計画でその対応を検討する。特に、CTについては、重要機能・施設が多岐にわたるとともにそれぞれの相互依存性が高いこと、また電力や通信システムが不可欠の要素となることなどを踏まえ、資機材等を網羅的に整理した上で「ボトルネック」を抽出する必要がある。

なお、被災した港湾施設の点検・利用可否判断の遅れが被災地支援輸送のボトルネックとなる場合も想定されることから、利用可否判断に伴う技術的サポートのための人員・資機材の把握や支援体制の検討も必要である。

2
3 【解説】

4 ②で優先的に対応すべき危機的事象を特定した後、さらに、その危機的事象の発生により生
5 じるリスクをより詳細に検証する必要がある場合は、特定した危機的事象によるリスクを細
6 分化し、そのリスクごとに②と同様の手法で分析する。これは、第Ⅲ章 2（影響度分析等）で
7 選定した重要機能・施設に対して行うことが一般的である。

8
9 港湾BCPの目的は、危機的事象が発生した場合においても、重要機能・施設の機能を最低
10 限維持するとともに、低下した機能については回復に係る時間を短縮させることで、機能停止
11 又は低下に伴う損失を最小化することであるが、事前の対策を講じることによって影響の拡
12 大を防ぐことが可能なものも少なくない。したがって、それぞれの重要機能・施設の機能を継
13 続する上で不可欠となる人員・資機材を把握することが重要となる。

14 これらの人員・資機材の把握は、必要な時間内に人員・資機材を確保するための対策を検
15 討する際の基礎となるため、もれなく全て洗い出すよう努めることが必要であり、被災施設
16 の点検・利用可否判断の迅速性を確保するための人員・資機材（設計図書等）の確保を含む
17 ものである。さらに、これらの中で、その確保の可否が、当該重要機能・施設の継続性を大
18 きく左右するものを「ボトルネック」として事前に抽出しておくことは、港湾BCPの実効
19 性を高めるためにも有意義である¹³。

20 その一般的な方法としては、まず、重要機能・施設の機能を維持する上で不可欠な人員・資
21 機材をもれなくリストアップする。次いで、危機的事象の発生による人員・資機材に対する被
22 害（入手可能時間の遅れなども含む）及びこうした人員・資機材の被害を前提とした「現状で
23 可能な復旧時間」（以下「予測復旧時間」という）、「現状で可能な復旧レベル」（以下「予
24 測復旧レベル」という）を推定する^{14,15}。この予測復旧時間と予測復旧レベルも、目標復旧時
25 間と目標復旧レベルの関係と同じく、連動して検討されることとなる。当然ながら、予測復旧
26 時間や予測復旧レベルは、第Ⅲ章 2（2）（目標復旧時間・目標復旧レベルの検討）で把握し
27 た関係者のニーズを踏まえた目標復旧時間や目標復旧レベルの「案」を満たしていないことが
28 多い。そこで、その時間・レベルのギャップが大きく、重要機能・施設の機能継続又は早期復
29 旧を左右する人員・資機材をボトルネックとして抽出して設定する**予想復旧時間及びレベル**
30 **について、顧客である荷主や船社が求める目標復旧時間及び目標復旧レベル以下となるよう**

1 検討する必要がある。

2 表2-III-7、2-III-8に、目標復旧時間と予測復旧時間の比較からボトルネックを抽出した事例と、目標復旧レベルと予測復旧レベルの比較からボトルネックを抽出した事例を示す。対応計画及びマネジメント計画はこうしたギャップを埋めることを目指し、ボトルネックの解消に向けた検討をする¹⁶。

6

7

表2-III-7 時間によるボトルネック抽出例（CT業務再開の場合）

必要とする要素	予測復旧時間					備考(想定される状況)
	～1ヶ月	～2ヶ月	～3ヶ月	～6ヶ月	～12ヶ月	
必要資源 (港湾施設)	水域施設	■				漂流物等により航路・泊地が閉塞
	岸壁	■	■	■	■	岸壁本体が損傷
	ヤード	■	■	■	■	陥没及び散乱物多数
	荷役機械	■	■	■	■	クレーン脱輪、レール損傷
	上屋等	■	■	■	■	散乱物多数
	受変電設備	■	■	■	■	軽微な被害
	臨港道路	■	■	■	■	一部、陥没等
	管理棟	■	■	■	■	散乱物多数
必要資源 (人的資源)	クレーンオペレーター等 荷役要員	■	■	■	■	通勤困難
	管理業務要員	■	■	■	■	同上
	保安要員	■	■	■	■	同上
必要資源 (その他)	電力等	■	■	■	■	一部で停電、断水等
	通信	■	■	■	■	回線が繋がりにくい状況

8 ※ここでの予測復旧時間は、目標復旧レベルまでの復旧に要する現状で可能な復旧時間である。

9

10

表2-III-8 レベルによるボトルネック抽出例（CT業務再開の場合）

必要とする要素	予測復旧レベル						備考(想定される状況)
	～10%	～20%	～30%	～50%	～75%	～100%	
必要資源 (港湾施設)	水域施設	■	■	■	■	■	漂流物等により航路・泊地が閉塞
	岸壁	■	■	■	■	■	岸壁本体が損傷
	ヤード	■	■	■	■	■	陥没及び散乱物多数
	荷役機械	■	■	■	■	■	クレーン脱輪、レール損傷
	上屋等	■	■	■	■	■	散乱物多数
	受変電設備	■	■	■	■	■	軽微な被害
	臨港道路	■	■	■	■	■	一部、陥没等
	管理棟	■	■	■	■	■	散乱物多数
必要資源 (人的資源)	クレーンオペレーター等 荷役要員	■	■	■	■	■	通勤困難
	管理業務要員	■	■	■	■	■	同上
	保安要員	■	■	■	■	■	同上
必要資源 (その他)	電力等	■	■	■	■	■	一部で停電、断水等
	通信	■	■	■	■	■	回線が繋がりにくい状況

11 ※ここでの予測復旧レベルは、現状で目標復旧時間までに復旧できるレベルである。

13

14 ¹³ 復旧時間が一番長いクリティカルパスを把握し、それを改善すると考えてもよい。

15 ¹⁴ これらの作業は、リスク分析・評価とも関連するため、リスク分析・評価に係る作業と調整しつつ行うことが必要になる。

17 ¹⁵ 必要な人員・資機材の洗い出しは、詳細なリスト化を行うとかなりの作業量となる場合があるので、目標復旧時間や目標復旧レベルの達成に関係する人員・資機材に限定して検討し、作業を軽減するといった方法も考えられる。ただし、この場合はボトルネックを見落としてしまう可能性があるため、別の機会に再検討することを推奨する。

20 ¹⁶ このようなボトルネックの解消のための対策を行うと、別のボトルネックが出てくる可能性があることに留意が必要である。この場合、別のボトルネックに対しても対策を行う必要が生じることを、ある程度先を読んで認識しておくことが推奨される。

1 第IV章 対応計画の検討

対応計画を検討するにあたっては、第II章の基本方針や第三章（分析・検討）の結果、実施体制のほか、当該港湾の管理・運営に係る基本方針、ビジョン等を踏まえるものとする。

また、当該港湾を含む広域港湾BCPが策定されている場合は、広域港湾BCPにて想定された役割分担に応じた対応計画を検討する。

なお対応計画については、関連する法令等や地域防災計画等の関連する計画の策定状況を踏まえる必要がある。

2

3

【解説】

4

5

6

7

8

第三章1（2）（目標復旧時間・目標復旧レベルの検討）で述べたように、設定した各々の重要機能・施設について、目標復旧時間や目標復旧レベルを達成すべく、対応計画を検討する。対応計画は、当該港湾としての重要な意思決定であるため、当該港湾の管理・運営に係る基本方針やビジョンなどを十分に踏まえ、港湾運営全般と整合の取れたものとする必要がある。

9

10

11

12

港湾BCPは、当該港湾を含む広域港湾BCPや、国・地方公共団体・指定公共機関等の防災業務計画、地域防災計画等と整合性を持たせることが重要である。また、必要に応じて、国・地方公共団体や指定公共機関等に対して、当該港湾の港湾BCPを考慮して地域防災計画等に反映させるよう働きかけることも行うべきである。

13

14

15

16

17

また、被災地支援輸送や経済活動維持輸送について当該港湾を含む広域港湾BCPが策定されている場合、広域港湾BCPにて想定された当該港湾の役割分担に応じて、当該港湾における具体的な対応を検討し、対応計画に盛り込むこととする。検討の結果、緊急輸送計画実施上の課題が明らかになった場合は、その対応策を含め検討し、地域防災計画へ反映するよう働きかけることが重要である。

18

19

20

なお、どのような危機的事象が発生した時に、又は、どのような被害が発生した時に対応計画に基づく対応を開始するかについては、港湾BCPの実効性を左右するため、対応計画の発動基準、場合によっては段階的な発動基準も含めて十分に検討しておく必要がある。

21

22

23

加えて、対応計画については、災害対策基本法、災害救助法、港湾法等の関連する法令や、当該港湾の所在自治体の定める地域防災計画、当該港湾を含む広域港湾BCP等の関連する計画の策定状況を踏まえ、内容について整合性を取りながら検討する必要がある。

1 1 対応計画の基本的考え方

対応計画のうち、港湾BCPとして最も重要な支援活動・機能継続に関する対応は、「復旧策」と「代替策」という2つ（風水害など予見される災害にあつては「直前予防策」を加えた3つ）の対策に大別されるが、各港の事情に合わせて、これらを適切に組み合わせることが望ましい。

対応計画とは、危機的事象の発生後に行う具体的な対応（「直前予防対応」「初動対応」「緊急輸送対応」「機能継続に関する対応」）を示した文書のことであり、具体的には、緊急時における体制と対応手順を定める。

2
3 【解説】

4 対応計画のうち、港湾BCPとして最も重要な支援活動・機能継続に関する対応は、各重要
5 機能・施設について目標復旧時間ごとの目標復旧レベルの達成を目指すものであるため、これ
6 ら重要機能・施設の復旧に不可欠な人員・資機材、特にボトルネックとなる人員・資機材をど
7 のように確保するかを検討することになる。その方向性として、第一に、想定される被害から
8 どのように防御・軽減・復旧するか、そして、第二に、もし利用できなくなった場合にどのよ
9 うに代わりを確保するか、の二つの観点が主なものであり、前者が「復旧策」、後者が「代替
10 策」となる¹⁷。また、台風等の災害の発生が予見される場合は、想定される被害からどのよ
11 うに防御・軽減する直前対策を行うか、という観点が加わり、これが「直前予防策」となる。

12 対応計画の策定にあたっては、外力が不確定な状況の下で厳密な被害想定を実施した上で
13 対策を考えるのは困難であるので、複合災害も含め想定される被災状況（例えば岸壁の被災の
14 程度）を想定し、それに応じた対応を検討しておくことが望ましい。表Ⅲ－1に定量的・定性
15 的に被害想定をしている事例を示す¹⁸。

16 代替策によって当該港湾内で代替拠点を確保すれば、地震、洪水、火災、テロなど幅広い危
17 機的事象に共通して効果が高く、また、二つの危機的事象が同時に発生するような複合災害や
18 発生頻度は低い被害規模が極めて甚大になるおそれがある巨大災害等も含め、危機全般を
19 考えた対応策として有効性が高い。このため、港湾BCPにおいては復旧策とともに、代替策
20 についても必ず考えるべきである。

21 ただし、現在の拠点と同等の能力を持つ代替拠点を平時から準備することは費用や採算性
22 の面で容易でなく、多重化が難しい場合も多い。そこで、代替拠点の場所を想定し、代替時の
23 立ち上げ訓練のみ実施する方法など、実現しやすい方法を考えることも重要になる。

24 以上のような検討を踏まえ、実現可能で対外的にも説明できるものを対応計画として正式
25 に決定する。

26 なお、今後の港湾BCPの見直し・改善に備え、分析・評価から対策の決定に至った根拠、
27 経過の資料、各対応策の選択理由等は、参考資料として保存しておくことが強く推奨される。

28 対応計画の検討に際しては、大きく①直前予防対応、②初動対応、③緊急輸送対応、④機能
29 継続に関する対応のフェーズが想定される。

表 2 - IV - 1 定量的・定性的な被害想定事例

機能	施設		標準シナリオ (地震のみ)		最悪シナリオ (地震+津波)		最悪シナリオ (地震+台風)	
			復旧に要する期間	被災状況	復旧に要する期間	被災状況	復旧に要する期間	被災状況
緊急物資輸送	●●岸壁		3日	被害軽微	2週間	渡板損傷、落下等	3日	渡板損傷、落下等
	ヤード		1週間	一部陥没	1週間	一部陥没、貨物散乱	1週間	貨物散乱
	タイヤマウント式クレーン (1基)		当日	被害軽微	当日	被害軽微	6ヶ月	暴風による倒壊
エネルギー輸送	石油岸壁 荷役設備(配管等)		2週間	エプロン段差等	4ヶ月	岸壁本体が損傷	1ヶ月	岸壁本体が損傷
			1週間	被害軽微	4ヶ月	配管損傷	1ヶ月	配管の損傷
外貿コンテナ 貨物輸送	●●岸壁 (コンテナ)		2週間	エプロン段差等	4ヶ月	岸壁本体が損傷	2週間	コンテナ落下
	コンテナヤード		1週間	一部陥没	1ヶ月	一部陥没、貨物散乱	1週間	貨物散乱
	ガントリークレーン (1台)		1週間	被害軽微	10ヶ月	本体とレールが損傷	4ヶ月	暴風による倒壊
	リーチスタッカー (3台)		当日	被害軽微	6ヶ月	浸水	6ヶ月	暴風による倒壊
	電気設備		1週間	被害軽微 停電	6ヶ月	受電設備、配電盤、配線が浸水	6ヶ月	受電設備、配電盤、配線が浸水
バルク貨物輸送	●●岸壁 (バルク)		2週間	エプロン段差等	4ヶ月	岸壁本体が損傷	1ヶ月	岸壁本体が損傷
	ヤード		1週間	一部陥没	1ヶ月	一部陥没、貨物散乱	1週間	貨物散乱
	セメント荷役設備		1週間	被害軽微	1週間	被害軽微	1週間	被害軽微
	荷役機械		当日	被害軽微	当日	被害軽微	当日	被害軽微
海上・陸上輸送 (全般)	航路泊地 ※暫定水深	緊急物資	当日	漂流物なし	1週間	漂流物による閉塞	1週間	漂流物による閉塞
		一般貨物	当日	漂流物なし	3週間	漂流物による閉塞	3週間	漂流物による閉塞
	臨港道路		3日	一部陥没	1週間	一部陥没、車両、ガレキ散乱	1週間	車両、ガレキ散乱

注)・最悪シナリオについては、二次元有効応力解析法(FVIP)やチャート式耐震診断システムにより、各岸壁の耐震性能を定量的に評価
・標準シナリオについては、上記の評価結果を参照し、各岸壁の被害状況を定量的に評価

2

3

4 ¹⁷ 被害想定を前提にしないと対策が検討しづらいが、それに固執しすぎないことも重要である。実際に発生する被害
5 は、被害想定とは異なることが多いとの認識を持ち、危機的事象の種類や様相が異なっても共通に有効な対策を考え
6 ていくよう努めることが推奨される。自然災害等の場合、国・地方公共団体の被害想定を参考にすると有効であるこ
7 とが多いが、この被害想定を超える場合を認識しておくことも必要であることは東日本大震災の教訓のひとつでもあ
8 る。

9 ¹⁸ この考え方は、想定していなかった災害や事件等に遭遇した場合にも、被災状況が同じであれば、同じ対応となる
10 ため、幅広い適用・応用が可能、という発想が背景にある。

11

1 2 対応計画の検討

2 (1) 直前予防対応

3 台風・豪雨・豪雪等の事前に被害の発生が予見される災害においては、被災の程度を軽減するための直前予防対応が可能であることから、実施すべき直前予防対応の具体策や実施の判断基準等を想定しておく必要がある。

3

4 【解説】

5 直前予防対応の実施にあたっては、その実施時期、実施内容の検討が重要である。

6 実施時期については、直前予防対応の実施に伴う港湾機能低下による損失が発生することから、港湾施設の利用状況や直前予防対応に要する時間を想定した対応が求められる。

7 実施内容については、港湾施設の取扱い貨物の状況によって、雨対策、暴風対策、高潮対策等について、蔵置貨物の移動や固縛等の実施が求められる。

8 直前予防対応の実施時期や内容については、「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン（改訂版）（H31.3・R8.〇一部変更）」における「フェーズ別高潮・暴風対応計画」を参考にするとよい。

9 なお、令和8年出水期から開始される新たな防災気象情報の運用に伴い、高潮に関する情報の名称や発表基準等が大幅に変更されることから、各地域における高潮関連情報の発表基準及びその運用を適切に把握し、それを港湾BCPに反映する必要がある。

16

17

表2-IV-1 直前予防段階で実施すべき対応例

実施主体	実施事項	
	項目	詳細
各関係者	● 情報収集・共有	● 潮位等気象情報、カメラ等のモニタリング ● 台風等の進路予想等の気象情報の連絡 ● 避難指示等の安全情報の発信
	● 体制準備	● 災害時の体制準備
	● 被害軽減策	● 現場作業員等の退避 ● 蔵置貨物の移動や固縛等 ● 土のう、止水板設置等による浸水防止 ● 係留形式の転換

18 ※ 上記の関係者には陸側だけでなく、船側の関係者も含むことに留意。

19

1 (参考) 令和8年出水期から開始される新たな防災気象情報の運用

国土交通省

高潮に関する情報の主な変更点 (現行の情報)

<現在の高潮に関する情報>

発表者	都道府県	気象台
発表指標	潮位 (実況)	潮位 (実況・予測)
情報名称	5	高潮氾濫発生情報
	4	高潮特別警報 高潮警報
	3	警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
	2	高潮注意報
	1	早期注意情報

- 特別警報と警報が同じ警戒レベル4相当
- 高潮注意報が警戒レベル2と警戒レベル3相当に分かれる

● 高潮特別警報は発表基準を変更して警戒レベル5相当情報として運用 (これまでの台風を要因とする高潮特別警報の運用はなくなり、レベル5相当の基準を新たに設定して運用)

● 警戒レベル毎に情報体系を整理し、避難行動との関係を明確化。レベル4相当、レベル3相当、レベル2の情報は、浸水被害のおそれがある状況からリードタイムをとって発表する運用に変更。

情報名称や特別警報の発表基準など、大きく変わります

2

国土交通省

高潮に関する情報の主な変更点

警戒レベル毎に情報を整理し、避難行動との関係を明確化

(警戒レベル毎の情報に！)

- レベル5 高潮特別警報を市町村による緊急安全確保発令、レベル4 高潮危険警報を避難指示発令、レベル3 高潮警報を高齢者等避難発令のトリガー情報として活用して頂くことを想定して情報を設計。

(発表基準等の見直し)

- 現在の高潮特別警報の台風等を要因としている発表指標は見直し、レベル5 高潮特別警報として潮位等の基準を新たに設定して運用。
- レベル4 高潮危険警報の基準は、その基準を超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さに設定。
- レベル4 高潮危険警報、レベル3 高潮警報、レベル2 高潮注意報は、浸水被害のおそれがある状況からリードタイムをとって発表。

(注) 現在は高潮注意報で行っている低地での軽微な浸水被害に対する注意喚起は、新たな情報体系では扱わず、今後は高い潮位、大潮等に関する「気象解説情報」で対応

情報名称	発表タイミング	住民がとるべき行動
レベル5 高潮特別警報	浸水がすでに発生 or 切迫	ただちに安全確保の行動を
レベル4 高潮危険警報	浸水被害のおそれがある状況となる約6時間前までに発表	浸水想定区域など、高潮による浸水被害のおそれのある場所にいる者は全員安全な場所に避難
レベル3 高潮警報	浸水被害のおそれがある状況となる約12時間前までに発表	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
レベル2 高潮注意報	浸水被害のおそれがある状況となる約18時間前までに発表	避難行動を確認 (避難場所やルート、時期など)
早期注意情報	5日先までにレベル4相当の現象が予想される場合に「高」中の2段階で発表	災害への心構えを高める

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

(出典) 気象庁HPより港湾局作成

具体的には、従来は高潮注意報により浸水被害への注意喚起が行われてきたような港湾等の堤外地に所在する低地などに対しては、高い潮位や大潮等に係る「気象解説情報」により注意喚起が行われる場合がある。

また、情報名称については、従来の「高潮特別警報」はレベル5 高潮特別警報、新たにレベル4 高潮危険警報を創設、「高潮警報」はレベル3 高潮警報、「高潮注意報」はレベル2 高潮注意報として発表される。さらに、従来の高潮警報・注意報においては、それぞれに地域毎で設定した潮位基準に基づき発表する運用が行われてきたが、地域毎で発表基準となる潮位基準が設定されるのはレベル5 高潮特別警報及びレベル4 高潮危険警報となり※、レベル4 高潮危険警報、レベル3 高潮警報及びレベル2 高潮注意報はそれぞれレベル4 高潮危険警報の発表基準に達すると予想される時間帯の一定時間の前までに発表される。このため、堤内地においても発表基準となる潮位基準及び発表時期が変更される。

このように、堤外地・堤内地を問わず従来の防災気象情報との運用の相違や対応フロー等を整理し、関係者間で共有しておくことが重要となる。

※ その基準を超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さに設定予定

1 (2) 初動対応

大規模災害発生後の初動対応として、港湾に関する様々な関係者が、最優先で対応すべき事項を各関係者が速やかに行う必要がある。特に、応急復旧等に着手する施設の優先順位の決定にあたっては、港湾関係者の様々な要請を迅速かつ相互に調整できるような体制を事前に構築しておく必要がある。特に、港湾関係者や利用者の安全確保を最優先で行う必要があることから、危機的事象発生時における緊急的な連絡体制や指揮命令系統を含めた役割分担及び連携体制を定めておく必要がある。

2
3 【解説】

4 大規模災害発生時において、港湾関係者や利用者の人命を守ることが第一優先となる。

5 対応計画においては、危機的事象による被害に対して的確に対応すべく、緊急時の体制（連
6 絡体制、関係者の役割・責任、指揮命令系統など）を明確に定める必要がある。また、重要な
7 役割を担う者が死傷したり連絡がつかなくなったりする場合に備え、権限委譲や、代行者及び代
8 行順位も定める必要がある¹⁹。

9 緊急時には非日常的な様々な業務が発生するため、対策本部の設置を含めた、関係者の各部
10 門を横断した特別な体制を構築しておく必要がある~~作ってもよい~~²⁰。また、災害時の初動対応
11 や二次災害の防止など、各実施事項（表2-IV-2参照）や、担当部署・班ごとの責任者、要
12 員配置、役割分担・責任、体制に加え、実施事項毎の調整主体、調整方法などを定めること
13 も必要である。

14 特に、CTについては、関係者が多岐にわたることから、港湾管理者、港湾運営会社、港湾
15 運送事業者、船社（船舶代理店）、CIQ、さらには応急復旧に関与する建設業者等から構成
16 される災害協力団体などの広範囲なステークホルダーが迅速かつ相互に様々な調整を実施で
17 きるような協議・調整体制を事前に定めておき、初動対応から円滑に対応できるようにしてお
18 く必要があることが望ましい。

19
20 表2-IV-2 初動段階で実施すべき対応例

実施主体	実施事項	
	項目	詳細
各関係者	● 参集及び対策本部の立ち上げ・指揮命令系統の確立	● あらかじめ定められた参集基準に基づく参集及び迅速な対策本部の立ち上げ ²¹ ● 参集場所が利用できない場合の代替拠点への参集
	● 利用者・職員の安全確保及び物資配給	● 職員等の安否確認 ²² ● 避難が必要な場合、利用者・職員の避難誘導 ● 水・非常用食料等の必要な物資の配給（備蓄の活用、必要に応じ追加調達） ● 必要な場合、安全な帰宅方法の指示
	● 船舶・船員等の安全性確保	● 荷役停止や係船索の取り離し等を通じた迅速な沖合退避 ● 荷役停止や係船索の増し取り等を通じた安全な係留避泊

	● 二次災害の防止	● 落下防止、火災の防止（ガス栓の遮断・確認等、必要に応じ一部電源の遮断を含む）、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、安全対策の実施 ● 危険が周辺に及ぶ可能性がある場合、住民への危険周知や避難要請、行政当局への連絡
	● 当該港湾の状況についての情報発信	● 大規模災害時に使用可能な連絡手段の確保
	● 対応の記録	● 関係者の被害状況等の情報収集 ²³
各職員	● 自身及び周囲の安全確保	● 実施した対応や、発生した問題点等の記録
	● 自身の安否について報告	● 身の安全を確保した後、初期消火、周囲のケガ人や閉じ込め者の救出（救出用資材を活用） ● 必要な場合には避難
	● 自身の安否について報告	● 定められる方法に基づき、自身及び家族の安否の報告

※ 上記の関係者には陸側だけでなく、船側の関係者も含むことに留意。

1
2

3 ¹⁹ 責任者が参集できない場合でも、重要事項の決定等を出来るだけ責任者自らが行えるよう、責任者との通信手段を
4 多重化しておくことが推奨される。

5 ²⁰ 体制は日常の組織をそのまま用いる方法と、例えば、情報収集、分析評価、後方支援、実施対応、情報発信などの機
6 能別に組織を立ち上げる方法がある。また、被災状況に応じて、現地対策本部を設置したり、利用者対応チーム、被
7 災職員支援チームなど状況に応じて柔軟に体制を変更したりすることが望ましい。

8 ²¹ CTにおいては、多様なサプライチェーン維持するための港湾利用ニーズ等を並行して把握するため、港湾管理者、
9 港湾運営会社、港湾運送事業者、船社（船舶代理店）及びCIQ等を対策本部要員に加える必要がある。なお、上記
10 ニーズの把握・調整のための対策会議を対策本部とは別に設置する方法もある。

11 ²² 安否確認は、港湾の機能継続のために稼働できる要員を把握する意味においても重要である。

12 ²³ 関係者、港湾利用者（荷主等）、行政機関などの連絡先一覧を作成し、確実に更新しておく。

13

1 (3) 被災状況把握、利用可否判断

港湾BCPの実効性を確保するためには、被災地支援輸送や機能継続への対応に必要な、被災港湾における被災状況把握や施設の利用可否判断の迅速化が求められる。被災状況把握については、遠隔からの監視を含めた点検の迅速化や、1次点検時のトリアージ的視点による現地調査や利用可否判断を実施する施設の優先順位付けなどが求められる。

利用可否判断については、港湾施設に係る技術的専門性の高い人材の確保や国の機関との連携体制の構築とともに、事前対策として、災害時に限られた人材でも迅速に対応するための方法を検討しておく**必要があることが望ましい**。

2 【解説】

3 重要機能・施設の点検・利用可否判断については、発災直後から遅くとも発災数日後以内には開始する必要がある。点検・利用可否判断の迅速化のため、あらかじめ施設の優先順位の考え方を想定しておくことや、カメラ等の活用により把握した被災状況や被災地支援輸送に従事する船舶のニーズ等から、初動対応を行う港湾施設の優先順位を決定する等、トリアージ的視点も含めたその後の現地点検等の順位の考え方、津波襲来時等でも遠隔からの点検等が可能な手段等、災害時に限られた人材でも迅速に対応するための方法を検討しておく**必要があることが望ましい**。

10 また、被災規模が大きい場合、港湾法第55条の3の3に基づく国土交通大臣による港湾施設の管理制度も活用し利用可否判断を実施することも想定されることから、管轄する地方整備局等及び港湾事務所等に加え、国土交通省港湾局との連携体制も想定しておく必要がある。

13 表2-IV-3 被災状況把握・利用可否判断の段階で実施すべき対応例

実施主体	実施事項	
	項目	詳細
各関係者	● 港湾施設の被災状況の確認	● みなとカメラ、ドローン、人工衛星等を活用した遠隔からの1次点検の実施 ²⁴ ● 被災地支援輸送のニーズや1次点検による施設の被災状況を踏まえた、現地点検・利用可否判断を実施すべき施設の選定 ²⁵
	● 港湾施設の利用可否判断	● 重要機能・施設等の利用可否判断に必要な情報収集 ● 事前の解析結果や変位量等による施設の利用可否判断（利用に際しての条件付与を含む） ● 応急復旧の実施により利用が可能になる、または利用制限が緩和される施設の選定
	● 当該港湾の状況についての情報収集・発信	● 連絡手段の確保 ● 関係者の被害状況等の情報収集 ● 当該港湾の被災状況や施設の利用可否についての情報発信
	● 対応の記録	● 実施した対応や、発生した問題点等の記録

※上記の関係者には陸側だけでなく、船側の関係者も含むことに留意。

-
- 1 ²⁴ ドローン・衛星を活用した施設点検については、国土交通省港湾局作成の「ドローン利活用ガイドライン（案）災害対応編」「ドローンによる航路監視ガイドライン（案）」「衛星データ利活用ガイドライン（案）」などを参考に
- 2 してもよい。
- 3
- 4 ²⁵ 重要機能・施設等、耐震強化岸壁や一定程度以上の水深を有する岸壁を中心とするが、港湾の規模や被災の程度等
- 5 によっては、物揚場やマリーナ等の小型船が利用する箇所の利活用も考えられる。

1 (4) 応急復旧、航路啓開

被災地支援輸送や経済活動維持輸送のニーズ等に応じて、被災した施設の応急復旧や航路・泊地の浚渫・浮遊物除去等の航路啓開を迅速に実施することが求められる。

応急復旧および航路啓開の迅速化のため、従事する人員確保の体制構築や、必要となる資機材の備蓄を含めた調達手段の検討等が必要である。資機材の調達にあたっては、港湾管理者単独での調達が困難な状況も想定されることから、国の機関との連絡体制の構築が望ましい。

2
3 【解説】

被災状況把握および利用可否判断において条件付きで利用可能または利用不可と判断した施設において、利用可能とするため、または利用に係る条件の緩和・解消のため、迅速な応急復旧の実施が求められる。応急復旧・航路啓開の実施等の方針決定にあたっては、被災地支援輸送等を実施するために必要な一連の施設（岸壁、臨港道路、航路・泊地等）の機能を確保することが求められる。

なお、大規模災害の発生後は作業に必要な人員・資機材に限られることや、地域の他のインフラの復旧等の対応も必要となり、限られた人員・資機材がさらに不足することも想定されることから、応援体制の構築、事前の資機材の備蓄等による人員・資機材の確保についての方策を事前に検討しておくことが望ましい。資機材の調達にあたっては、被災規模が大きい場合、管轄する地方整備局等以外から調達することも想定されることから、管轄する地方整備局等及び港湾事務所等に加え、国土交通省港湾局との連携体制も想定しておく必要がある。

また、航路・泊地の啓開については、津波注意報等発令下においては作業船等による海上作業が困難なことから、津波注意報等解除後速やかに対応が可能なよう体制を構築する方策とともに、優先的に啓開を実施する航路・泊地の考え方を事前に検討しておくことが望ましい。

18
19 表 2 - IV - 4 応急復旧・航路啓開段階で実施すべき対応例

実施主体	実施事項	
	項目	詳細
各関係者	● 港湾施設の応急復旧	● 応急復旧の実施箇所、復旧方法等の方針決定 ● 応急復旧に必要な人員・資機材の確保
	● 航路・泊地の啓開	● 啓開の実施箇所等の方針決定 ● 啓開に必要な人員・作業船等の確保 ● 收拾したガレキ等の仮置き場所の確保
	● 当該港湾の状況についての情報収集・発信	● 連絡手段の確保 ● 当該港湾の応急復旧・航路啓開の進捗状況等についての情報発信
	● 対応の記録	● 実施した対応や、発生した問題点等の記録

20

1 (5) 被災地支援輸送対応

2 初動対応に引き続き、プッシュ型輸送等による被災地支援輸送が実施されることが想定
3 されることから、支援船舶の入港に必要な施設や物資等の輸送ルートの確保が求められる。

4 【解説】

5 緊急輸送は、プッシュ型輸送のような生命維持及び最低限の生活維持のための物資を 72 時
6 間目標で被災地（具体には、被災地の広域防災拠点や避難所）へ届けるというタイムラインが
7 設定されており、輸送に使用される船舶は、多種多様になることを念頭に、航路啓開や背後の
8 緊急輸送路等を踏まえた輸送ルートを事前に想定する必要がある。

9 プッシュ型輸送の後に実施されるプル型輸送は、被災状況等の経過を勘案して、被災自治体
10 が要請する輸送であり、被災自治体からの利用船舶、利用港湾等の要請に応じた対応を可能に
11 するため、地域防災計画の海上輸送方針等と整合した輸送ルートの想定が必要である。

12 また、インフラの復旧状況等により、給水支援や燃料等の輸送、ホテルシップによる入浴支
13 援、船舶を活用した医療提供支援、復旧資材の運搬など、発災からの経過時間ごとに被災地支
14 援輸送の内容が変化していくことも想定しておく必要がある。

15 なお、被災地支援輸送において、平時とは異なる荷役形態等を想定する場合は、荷役機材等
16 の対応が可能であるか併せて検討することが望ましい必要がある。

17 表 2 - IV - 5 緊急輸送対応段階で実施すべき対応例

実施主体	実施事項	
	項目	詳細
協議会及び各関係者	● 支援船舶等の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援船舶等の利用調整の実施体制²⁶ ● 道路等関連する交通インフラ部局・管理者や防災部局との連携による輸送経路確保可否の判断 ● 支援物資の仮置きや支援活動実施（臨港地区内で実施する場合）等のための用地・上屋の確保・調整手順の確認・記載²⁷ ● 施設の利用可否や船舶の入港実績等の情報公開の手順の確認・記載および公開する内容の調整
	● 平時の体制への復帰	● 平時の貨物等の需要回復に伴う被災地支援輸送との併存に関する調整
	● 対応の記録	● 実施した対応や発生した問題点等を記録

18 ※ 上記の関係者には陸側だけでなく、船側の関係者も含むことに留意。

20 ²⁶ 港湾法第 55 条の 3 の 3 を活用することも検討しておく。

21 ²⁷ 民間等の所有する施設の利用に関する協定の締結状況の整理及び利用方法の確認を含む。

1 (6) 経済活動維持輸送対応

2 【コンテナ物流】

外貨コンテナ物流の機能継続は、被災地域のみならず全国の経済活動を維持する観点からも重要であることから、あらゆる危機的事象に対応したコンテナ物流の機能継続が求められる。また、コンテナ物流の維持にあたっては、被災規模に応じて広域的な代替港湾の活用も想定されうることから、船社や荷主の要請も踏まえつつ、代替物流を調整するための体制を、国土交通省港湾局及び管轄する地方整備局等を含めて検討することが望ましい。

特に、CTにおいては、サプライチェーンの高度化に伴う物流情報のシステム化、S O L A S条約に基づく保安対策に係る対応等、各種システムの保全がCTの機能継続に不可欠な要件となっていることから、その基盤インフラである電力や通信システムに大きく依存していることにも着目する必要がある。

そのため、災害時にもCTの機能を継続できるよう、ターミナル内の各種リソースを確保するとともに、港湾への電力供給の途絶や通信システム障害が発生したとしても、必要最小限の機能を維持するための対策が求められる。

3
4 【解説】

CTの機能継続にあたっては、背後圏域の経済活動の回復に遅れることのないよう、早期の機能回復が求められる。また、厳格なリードタイムに基づく外貨のコンテナ物流が支えるサプライチェーンの維持を目標にする必要もあることから、CTの被災状況に応じた必要最小限の機能を継続するとともに、機能回復が目標復旧時間や目標復旧レベルを実現できないと見込まれる場合は、同一港湾内の代替CTや代替港を活用する必要がある。特に、南海トラフ地震のような大規模災害においては、管轄する地方整備局等以外の代替港湾の活用も想定されることから、管轄する地方整備局等に加え、国土交通省港湾局との連携体制を構築しておくことが望ましい。その際、代替港湾の活用においては、港湾BCPの内容と広域港湾BCPにおいて策定した内容との整合が必要となることから、計画変更等があった場合においては、相互に反映するものとする。

また特に、近年CT内のシステム化の進展が著しく、業務全般にわたって電力や通信システムに大きく依存していることから、自然災害等に伴う外部電力の喪失や通信システム障害が一定期間発生することも想定し、業務継続に必要な不可欠な代替電源や代替通信システムの活用について、個々のCTの諸事情（荷主のニーズ、災害時の外部インフラの再開見通し等）を踏まえた対策の実施が求められる。

さらにまた、応急復旧を実施する場合には、CT固有の特徴として、コンテナヤード内の蔵置貨物が復旧工事の支障になることが十分に想定されることから、蔵置コンテナの移動及び早期搬出並びにそれに伴う暫定ヤードの確保等が求められ、そのための荷主も含めた関係者間の調整も必要となる。

なお、コンテナ取扱量が多い特定の港においては、サプライチェーン維持のためのリードタイム確保への対応が急務であり、港湾への電力供給途絶時における安全確保の観点も含めた停電時に着岸している船舶の離岸支援や国民生活や企業の生産・販売活動維持の観点からの蔵置コンテナの早期搬出等への取組みが必要となる。

表 2-IV-6 C Tの機能継続段階で実施すべき対応例

実施主体	実施事項	
	項目	詳細
協議会及び各関係者	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該C Tの機能継続に対して求められている事項の確認、調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要なサービス先や関係当局との連絡、WEBサイトによる通達や告示の閲覧等の情報収集 ● 当該C Tが関与するサプライチェーン維持のための機能継続に対して、求められている事項の確認、必要に応じて相手方との調整
	<ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な応急復旧のための調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急復旧を行う施設の優先順位に関する関係者との調整・決定 ● 蔵置コンテナの移動及び早期搬出等に関する対応及びそれに伴う調整 ● 蔵置コンテナの移動のための暫定利用ヤードの確保及びそれに伴う調整
	<ul style="list-style-type: none"> ● タイムラインに沿った実施内容 	<p><ステージ1 被災状況に応じた対策の可否確認></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該C Tの人員・資機材の被災状況、サプライチェーンの状況等、必要となる人員・資機材の確保可能性の確認 ● 情報のバックアップ、バックアップシステムの保存²⁸及び稼働状況の確認 ● 非常用電源設備の稼働状況の確認 ● 復旧資材の必要性・入手可能性の把握 ● 必要に応じ、被災拠点への先遣隊や調査隊の派遣 <p><ステージ2 主要な対策の準備></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災C Tにおける復旧可能性や復旧可能時間の見積もり ● 同一港湾内の代替C Tや代替港湾の状況確認²⁹ ● 必要に応じ、同一港湾内の代替C Tや代替港湾における施設等利用開始時間等の見積もり <p><ステージ3 対策の決定></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対応計画に策定された各種対策の比較検討 ● 対策の優先順位の決定 ● 実施する復旧策・代替策の決定（現地復旧、同一港湾内の代替C T又は代替港湾の活用等） <p>※上記実施内容の順番は目安としての例示であり、実際には、各C Tの被災状況や諸事情に応じた対応が求められる</p>

<ul style="list-style-type: none"> ● C Tの機能継続に不可欠なインフラ等の復旧内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● C Tに接続する航路の啓開状況の確認 ● C Tに接続する幹線道路や背後地域の道路啓開状況等の確認 ● 各種ライフラインの供給処理施設の再開見通し等の確認
<ul style="list-style-type: none"> ● 電力喪失時の対応計画の検討³⁰ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常用電源設備の稼働準備(事前の訓練・研修、要員・機器の確保を含む) ● 電力喪失時に必要最小限の機能を維持するための非常用電源を利用する対応の優先順位の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の離岸、荷役等の最低限の対応を実施するためのG C等荷役機械の稼働(吊り荷の着地)と作業員の安全性確保 ・管理棟やT O Sの維持及び蔵置貨物品質保全のための活用 ・その他業務環境維持のための照明や埠頭保安設備等 ※2次災害防止の観点から緊急的に実施する必要があるものと、相対的に時間の猶予があるものとを区別して対応と優先順位を検討する必要がある。 ● リーファーコンテナ早期搬出のための荷主の意向の確認 ● 非常用電源を活用するための燃料確保
<ul style="list-style-type: none"> ● 通信システム障害時の対応計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● T O S等の各種通信設備の修復 ● 通信途絶下でも可能な情報共有・集約体制の構築 ● 衛星コンステレーション通信による内外連絡網の確保
<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の継続・再開 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の継続・再開に向けた各対策に係る手順の実施(現拠点の復旧手順、代替拠点の立ち上げ手順、バックアップシステム立ち上げ手順等の活用) ● 重要機能・施設に係る主体との連絡調整 ● 対策実施状況の進捗管理及び追加指示 ● 業務の継続・再開・復旧の状況把握
<ul style="list-style-type: none"> ● 当該港湾の状況についての情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対外的に発信すべき情報の集約・判断 ● 荷主、職員、地域住民、地方公共団体などに対して、当該港湾の機能継続の状況について情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ● 平時の体制への復帰 	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨時あるいは当面の業務実施の方法・体制を平時の方法・体制に復帰³¹
<ul style="list-style-type: none"> ● 対応の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施した対応や発生した問題点等を記録

※ 上記の関係者には陸側だけでなく、船側の関係者も含むことに留意。

1
2

3 ²⁸ バックアップの作成にあたっては、既存のバックアップシステム等も活用し、災害時だけのためにバックアップを増やすことのないよう作業負荷の軽減及び効率化を図ることも必要である。

5 ²⁹ 国(国土交通省港湾局、管轄する地方整備局等及び港湾事務所等)は、同一港湾内の代替C Tや代替港湾の状況の情報提供など必要な支援を実施する旨を港湾BCPに位置づけておくことが望ましい。

6

- 1 ³⁰ 特定の港（京浜港（東京港、横浜港及び川崎港）、名古屋港、大阪港、神戸港、博多港）では、これらの対応を実施
2 することを基本事項とするが、それ以外の港での実施は選択事項とする。その際、電源喪失時に活用を予定する施設
3 ・設備については、電源喪失による安全対策等も踏まえた上で検討する必要がある。
- 4 ³¹ 復帰の方法については、被災後に詳細を検討すればよい業務も多いが、少なくとも、情報システムに関しては、平
5 時から復帰の手順を準備し、訓練しておくことが重要である。

1 **【その他の幹線貨物等】**

コンテナ以外のフェリー・RORO等の幹線貨物やオイルタンカー等による燃料輸送、地域の経済機能の継続に不可欠な港湾の機能の継続に対する対応が求められる。

その他の幹線貨物等の輸送においても、電力供給の途絶や通信システム障害の発生に伴う業務継続への支障が想定される場合には、必要最小限の機能を維持するための対策が求められる。

2
3 **【解説】**

4 港湾BCPにおいては、港湾背後圏域の経済活動の機能回復に遅れることのない、早期の港
5 湾機能回復が求められるが、外貿・内貿のサプライチェーンの維持を目標にする必要があり、
6 被災港湾の重要機能・施設に即したリードタイム等の物流サービス水準に即した応急対応が
7 求められる。また、被災港湾の機能回復が目標時間や目標レベルを実現できないと想定される
8 場合、代替港を活用した輸送機能の補完等も想定しておくことが望ましい**必要がある**。特に、
9 南海トラフ地震のような大規模災害において、管轄する地方整備局等以外の代替港湾の活用
10 も想定される場合は、管轄する地方整備局等に加え、国土交通省港湾局との連携体制を構築し
11 ておくことが望ましい。代替港の活用に係る内容の実効性の確保のためには、港湾BCPの内
12 容と広域港湾BCPにおいて策定した内容との整合が必要となることから、計画変更等があ
13 った場合においては、相互に反映するものとする。

14 フェリー・RORO等の内貿ユニットロード貨物の輸送においても、自然災害等に伴う外部電
15 力の喪失や通信システム障害が一定期間発生することにより、業務継続の支障が想定される
16 場合には、業務継続に必要な不可欠な代替電源や代替通信システムの活用について、個々のター
17 ミナルの状況を踏まえた対策の実施が求められる。

18 なお、エネルギー関連物資の輸送については、エネルギー関連施設の平時の基準在庫等を勘
19 案した機能回復目標に沿った対応が必要であるとともに、資源エネルギー庁等の定める災害
20 時石油供給連携計画との整合性も考慮すべきである。

21
22 **表 2-IV-7 港湾の機能継続段階で実施すべき対応例**

実施主体	実施事項	
	項目	詳細
協議会及び各関係者	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該港湾の機能継続に対して求められている事項の確認、調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要なサービス先や関係当局との連絡、WEBサイトによる通達や告示の閲覧等の情報収集 ● 当該港湾の機能継続に対して、求められている事項の確認、必要に応じて相手方との調整

<ul style="list-style-type: none"> ● 現拠点または代替拠点での機能継続の能力・可能性の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該港湾の人員・資機材の被災状況、サプライチェーンの状況等、必要となる人員・資機材の確保可能性の確認 ● 情報のバックアップ、バックアップシステムの保存、稼働の状況の確認 ● 復旧資材の必要性・入手可能性の把握 ● 必要に応じ、被災拠点への先遣隊や調査隊の派遣 ● 現拠点での復旧可能性や復旧可能時間の見積もり ● 代替拠点やその他の提携先の状況確認 ● 必要に応じ、代替拠点での業務立ち上げ時間等の見積もり
<ul style="list-style-type: none"> ● 実施する対策の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対応計画に策定された各種対策の比較検討 ● 対策の優先順位の決定 ● 実施する復旧策・代替策の決定（現地復旧、代替拠点活用等）
<ul style="list-style-type: none"> ● 電力喪失時の対応計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常用電源設備の稼働準備（事前の訓練・研修、要員・機器の確保を含む） ● 電力喪失時に必要最小限の機能を維持するための非常用電源を利用する対応の優先順位の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・乗下船用施設の稼働と作業員の安全性確保 ・管理棟の維持及びその他業務環境維持のための照明等 ● 非常用電源を活用するための燃料確保
<ul style="list-style-type: none"> ● 通信システム障害時の対応計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 通信途絶下でも可能な情報共有・集約体制の構築 ● 衛星コンステレーション通信による内外連絡網の確保
<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の継続・再開 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の継続・再開に向けた各対策に係る手順の実施（現拠点の復旧手順、代替拠点の立ち上げ手順、バックアップシステム立ち上げ手順等の活用） ● 重要機能・施設に係る主体との連絡調整 ● 対策実施状況の進捗管理及び追加指示 ● 業務の継続・再開・復旧の状況把握
<ul style="list-style-type: none"> ● 当該港湾の状況についての情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対外的に発信すべき情報の集約・判断 ● 荷主、職員、地域住民、地方公共団体などに対して、当該港湾の機能継続の状況について情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ● 平時の体制への復帰 	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨時あるいは当面の業務実施の方法・体制を平時の方法・体制に復帰
<ul style="list-style-type: none"> ● 対応の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施した対応や発生した問題点等を記録

※ 上記の関係者には陸側だけでなく、船側の関係者も含むことに留意。

1 第V章 マネジメント計画

2 1 事前対策

対応計画の実効性向上のため、災害時に対応できる人員の規模や役割をあらかじめ想定しておくとともに、点検・利用可否判断に必要な基礎情報の適切な保全・管理、発災時の迅速な情報共有のためのシステム等の構築、応急復旧に必要な資機材の備蓄や手配の手順の確認、重要機能の継続に資する施設・設備等の耐災性向上及び必要な電源供給の冗長化など、事前に行うべき対策を検討・実施する必要があることから、港湾BCP協議会は、構成員ごとのみならず港湾BCP協議会としての事前の対策内容を検討するとともに、港湾BCPの実効性向上の観点からも事前対策が着実に実施されているか、その進捗状況を確実に管理するべきである。

特に保全・管理すべき情報について、毎年度その更新状況を確認する必要がある。

3
4 【解説】

5 事前対策については、必要に応じて詳細な内容を詰め、実施のための担当体制を構築し、必
6 要な人員・資機材を確保する必要がある。そのためには、その実施スケジュールを含め、実施
7 可能で具体的な事前対策を計画することが重要である。

8 また、災害時には平時からの利用に加え、港湾施設の復旧のための作業ヤード、被災者向け
9 の仮設住宅の建設地や災害廃棄物の仮置き場など、ある程度まとまった土地のニーズが高ま
10 り、臨港地区内においてもこれらのニーズが高まることが想定される。このため、災害時の土
11 地利用計画について、あらかじめ検討しておくことが重要である。なお、土地利用計画の検討
12 においては、所在自治体の地域防災計画等との整合性を図る必要がある。

13 さらに、機能継続の観点では、応急復旧に向けた事前対策に加え、施設の耐震強化や機器類
14 の安全な場所での設置等の減災対策を講じることのほか、関係する民間団体等との協定締結
15 も重要である。特に、CTにおいては、海外港を含む非被災地域の経済活動とも密接に連動し
16 たサプライチェーンの維持が喫緊の課題である。そのため、発災後に必要最低限の機能を維持
17 するための電源・通信システム等の基盤インフラの活用方策及びコンテナ物流を他港で代替
18 するバックアップ体制の構築を迅速に実施できるよう、調整体制の整備等についても事前に
19 検討しておく必要がある。

20 事前対策で実施すべき対応例は、次のとおりである。

21
22 表2-V-1 事前対策で実施すべき対応例

実施主体	実施事項	
	項目	詳細
協議会及び各関係者	● 災害対応の事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務拠点（代替する場合の拠点等を含む）への各種マニュアル配備、パソコン、電話回線、机、各種書類、事務機器などの設置または確保 ● 情報システムのバックアップ対象データ、バックアップ手順、バックアップシステムからの復帰手順等の各種手順の確認・記載³² ● 重要な情報・文書のリスト化及びバックアップ等による保全の実施（特に港湾施設の利用可否判断の円滑かつ迅速な対応のための、岸壁等の設計図書など³³） ● 災害発生時に必要となる施設等の情報の共有システムの構築等の情報共有体制の構築

		<ul style="list-style-type: none"> ● 通信、電源、水をはじめとしたライフラインの代替対策（非常用電源及び燃料確保、回線多重化など）³⁴ ● 業務継続のための重要施設・設備等の耐災性向上（耐震強化、迅速な修繕対策等） ● 災害対応に必要となる人員・資機材を有する民間企業・団体等との災害協力協定の締結および連絡体制の検討 ● 現業務拠点の建物、設備等の防御のための対策（耐震補強、防火対策、洪水対策など） ● 緊急時の現場作業員、警備員の避難場所の確保 ● 代替物流サービス体制の整備を含む業務拠点の多重化・分散化 <p style="text-align: center;">＜ＣＴにおいて特に留意すべき点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多岐にわたる関係者が連携するための連絡体制の確立、基盤インフラとしての電源供給の確保及び通信システム保全のため対策 <ul style="list-style-type: none"> ・必要最低限の荷役作業を継続するための非常用電源の確保 ・優先的な復旧に関する電力会社との協定締結及び社会的な重要施設リストへの登録等 ・衛星コンステレーション通信等を活用したインターネット環境の冗長化 ● 重要な施設の耐災性向上及び迅速な修繕対策 <ul style="list-style-type: none"> ・係留施設、ＧＣ及びＲＴＧの耐震化・免振化 ・ストラドルキャリア等のヤード内荷役機械の相互融通体制の構築（同一港湾内のＣＴ間／他港間） ・災害時にも安全な施設・設備の設置場所の確保³⁵ ・その他の機器・設備の損傷対策及び重要部品の保管 ・荷役機器の燃料確保 ・荷役機器間の電源融通対策 ・荷役機器メーカー等との連絡体制の構築³⁶ ● 港湾への電力供給途絶を想定した電源設備対策³⁷
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対応時の活動内容等の事前シミュレーション等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急復旧資材などの海上輸送ルートの整理 ● 背後の重要物流道路や防災拠点と連携した緊急物資等の輸送機能の検討 ● 海上輸送ルートの実効性を担保するための小型船舶通行可能ルート図の作成 ● ガレキ等災害廃棄物の仮置き場、施設復旧の作業ヤード等を含めた災害時の土地利用計画の検討 ● 港湾内の脆弱箇所の把握及び直前予防策の必要箇所を整理し、その情報を関係者で共有 ● （遠地地震津波や台風等、被害が事前に予測できる場合の）クレーンの固定やコンテナ固縛等の被害防止・軽減策 ● 複数ケースを想定したふ頭毎の津波リスク分析等に基

		づくマップの作成（沖合退避を優先するふ頭、係留避泊を優先するふ頭の明確化等）
	● 応急復旧リソース確保のための事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害協定等の締結 ● 代替要員の確保・トレーニング ● 資機材の備蓄・円滑な手配手段の確保 ● 作業船の広域調達に関する協定締結及び当該作業船が係留可能な場所のリスト化³⁸ ● 重機保管場所の整理 ● 備蓄品、救助用器具等の調達

1
2
3
4
5

6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

また上述した事前対策の実実施計画に基づいて、各構成員は、それぞれの事前対策を確実に実施する³⁹。また、各構成員が実施する事前対策は、構成員の内部で進捗を管理すると共に、港湾BCP協議会としても進捗を確実に把握する必要がある⁴⁰。

³² バックアップシステムからの復帰の確認にあたっては、当該被災港のみならず、代替として位置付ける港でも同様にシステムが使用可能か、動作確認等を行うことが望ましい。

³³ 港湾施設の利用可否判断に有用な資料のひとつとしては、「港湾施設の利用可否判断に係るガイドライン（係留施設編）」を参考にされたい。

³⁴ 例えば電源については、「令和元年台風第15号・19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」の中間とりまとめ結果（令和2年1月）において、継続的な電力供給が必要な社会的重要機能・施設の管理者は、「発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるとともに、更なる非常用電源用の燃料備蓄の増量に努めること」とされている。

³⁵ 非常用電源をはじめとした施設の設置にあたっては、当該地域・港湾における想定される津波高さも踏まえて想定し、当該施設が浸水しないように保管場所を検討する必要があることが望ましい。

³⁶ 荷役機器等について、優先順位を付けた復旧を前提とした体制及び対応を予め検討しておくことが望ましい。

³⁷ 対策については、停電時に着岸している船舶の離岸支援とともに、蔵置コンテナの早期搬出等に係る検討が重要である。

³⁸ 全国的に作業船の数は減少傾向にあるとともに、調達に際しては、要請手続き等の調整が必要となることから、事前に作業船所有者と協定を締結しておくことが望ましい。また、作業船の係留場所の不足も指摘されており、迅速な航路啓開の実施のためには、作業船乗務員の労働環境等にも配慮したうえで係留場所を確保することが求められる。

³⁹ 実施した対策により、復旧の早期化、復旧レベルの向上等を図ることが出来る。この効果についても、次項の訓練等で確認することが推奨される。

⁴⁰ 進捗の遅れている対策や実施不可能となった対策は、港湾BCPの見直し・改善における重要な検討事項となる。

1 2 教育・訓練

機能継続に関する取り組みの重要性を認識、定着させる上で、教育・訓練を定期的かつ継続的に実施することが望ましい。

港湾BCP協議会は構成員（必要に応じて関係者を含む）を対象に、また構成員（必要に応じて関係者を含む）は、対象者や目的に合わせて様々な教育・訓練を行うことが重要である。

【解説】

実効性の高い港湾BCPとするためには、港湾BCP協議会の構成員（必要に応じて関係者を含む）に港湾BCPの重要性を十分認識させることが必要で、そのためには、継続的な教育・訓練の実施が不可欠である⁴¹。教育・訓練を体系的かつ着実に実施するため、教育・訓練の目的や実施体制、対象者、実施方法、実施時期等を含む中期的な「教育・訓練の実施計画」を策定することが望ましい。

具体的には、教育・訓練の対象者に、港湾BCPの必要性、想定される危機的事象の知識、当該港湾の港湾BCP概要、各々に求められる役割等について、認識や理解を高める教育を行い、さらに、訓練を実施する必要がある。

また、訓練の実施にあたっては、広域港湾BCPに基づく訓練や各地域の「命のみなどネットワーク」の取組で実施している訓練等との連携も考慮するとよい。さらに、港湾BCPの問題を発見し、港湾BCPの見直し・改善につなげる観点から、演習シナリオ非提示型の訓練の実施も効果的である。

港湾BCPが想定すべき輸送は、被災地域への救急救命活動支援や生活支援のための被災地支援輸送と、平時物流機能の維持・早期回復のためのコンテナ物流を含む経済活動維持輸送の2つに大別されるが、それぞれ関係者も大きく異なることに留意する必要がある。そのため、訓練の実施にあたっては、広域的なバックアップ体制としての港湾間連携を想定するなど、輸送内容に応じたテーマ設定や、テーマに応じた訓練参加者の選定等がなされることが望ましい。

教育・訓練の目的は、次のとおりである。

- 構成員等（必要に応じて関係者を含む）の対象者に対して当該港湾の現況（利用実態や課題、将来の方向性等）について熟知させること
- 対象者が知識として既に知っていることを実際に体験させることで、身体感覚で覚えさせること。
- 手順化できない事項（想定外への対応等）について、適切な判断・意思決定が出来る能力を鍛えること。
- 港湾BCPやマニュアル等の検証（これらの弱点や問題点等の洗い出し）を行い、港湾BCPやマニュアル等の改善につなげること。

特に、対象者が当該港湾を熟知することで港湾BCPの効果が最大限引き出されることは、教育・訓練を行うにあたり意識しておくべき事項である。

また、危機的事象の発生時にはマニュアル等を読む時間的余裕がないことも多いため、港湾BCPやマニュアル等を熟知した要員をあらかじめ育成しておくとともに、地域や国・地方公共団体、指定公共機関等との連携を想定し、関連する他の団体との合同訓練も実施することが望ましい。この際、関係者間の連絡体制の構築にあたっては、事業所によっては非常用電源が配備されていないことも考慮し、危機的事象発生

1 時にも実際に活用できる電話等の連絡手段を、訓練を通して確認しておくべきである
2 ことにも留意が必要である。加えて、港湾BCPの実効性を維持するためには、体制
3 変更、人事異動、新規採用等による新しい責任者や担当者に対する教育が特に重要で
4 あり、これらへの対応も本計画において十分踏まえる必要がある。

5

6 ⁴¹ 企業では人事異動が常であるほか、事業部の再編成等の組織改編も多いため、これらの変動に対応するためにも、
7 教育・訓練の適時の実施が重要である。

1 3 見直し・改善

港湾BCPの実効性の維持・向上の観点から、港湾BCPは策定して取組が完了するわけではなく、訓練の実施を含む港湾BCPの運用、定期的な点検・評価、状況の変化や確認できた問題点等を踏まえた見直し・改善と、PDCAサイクルによる港湾BCPの継続的な見直し・改善を行う必要がある。

特に、当該港湾にかかる状況、環境などに大きな変化があった場合や、港湾BCPに基づく対応を実施した場合は、その変化や反省を踏まえた見直しを実施すべきである⁴²。

港湾BCP協議会は、港湾BCPが当該港湾の管理・運営の方針、港湾BCPの基本方針、目的等に照らして適切なものであるか、港湾BCPの適用範囲や対象リスクなどが妥当なものであるか、また、対応計画が有効なものであるかなどを常に点検・評価し、これらの観点から継続的に改善していかなければならない。

この継続的な改善は、港湾BCPのあらゆるプロセスで行われることが望まれる。

このため、港湾BCP協議会は、港湾BCPの見直し・改善について、その重要性を関係者に共通の認識として共有させるとともに、当該港湾の文化として定着させ、港湾の機能継続能力の維持向上に不断の努力を行うことが重要である。

【解説】

港湾BCPにおいては、まず、人事異動や関係者の変更等による当然必要な連絡先等の修正が行われているかの点検が必要である。また、地域防災計画等の改訂、事務所の移転、港湾サービス等の業務実施方法の変更、新規航路の開設、港湾利用者（荷主等）からの要求の変化、法令改正、技術開発の進展など様々な要因に対して、港湾BCPが合致しているか、必要な変更が行われているかの観点から点検・評価を行うべきである。

加えて、港湾BCPにおいて想定している危機的事象の種類や被害想定を拡大・拡充すべきではないか⁴³等、港湾BCPの拡充という観点での点検・評価を行うことも必要である。

このほか点検・評価は以下の事項などについて、適切性・有効性等の観点から検証する。

- 事前対策、訓練、点検等がスケジュール通り実施されているか
- 対応計画は有効か、効果に対して過大な投資となっていないか⁴⁴
- 教育・訓練は目標を達成しているか
- 当該港湾の機能継続能力が向上しているか

点検・評価は、少なくとも年1回以上定期的実施することが望ましい。

また、演習型の訓練を通じて、港湾BCPの改善点を見つけることも有効である。

なお、点検・評価で見つかった問題のうち、港湾BCP協議会で決定する必要がない実務的なものについては、事務局が早急に是正・改善し、事務局がまとめて、港湾BCP協議会に事後報告するとよい。

また、調査・分析を要するもの、予算の確保、調整、その他の準備が必要なものについては、計画的に実施する必要があるが、その際、進捗管理を行うことが必要である。

⁴² 港湾BCPの実行には至らない日常的な機能継続上のトラブルが発生した場合にも、見直しを行うことが望ましい。また、一定の関係のある他港湾の港湾BCPの実行が当該港湾の港湾BCPの見直し・改善の機会になることもある。

⁴³ 国の被害想定や新たな脅威の発生などがあれば、合わせて考慮することが推奨される。

⁴⁴ 災害発生は予期できない場合が殆どであり、港湾BCPの実効性確保のためには、対策実施に年数を要しすぎず、即応性の高い対策を着実に準備していくことも必要である。

1 付録 用語の解説

2

3 B C P (Business Continuity Plan)

4 <本ガイドラインにおける用語の定義>を参照のこと。

5

6 B C M (Business Continuity Management)

7 <本ガイドラインにおける用語の定義>を参照のこと。

8

9 クリティカルパス

10 プロジェクトの作業工程に幾つかの分岐がある場合、最短時間で全ての工程を終了で
11 きる作業経路のこと。この経路上で遅れが生じると他の工程にも影響が出るため、重
12 点的に監視する必要がある。

13

14 サプライチェーン（供給網）

15 物流サービス者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売の一連の業務
16 のつながりのこと。サプライチェーンには、物流サービス業者、メーカー、流通業者
17 （卸売業者）、小売業者、消費者などが関係する。

18

19 影響度分析（B I A : Business Impact Analysis）

20 一般的には事業影響度分析と呼ばれるものであり、不測の事態の発生により事業が中
21 断した場合の業務上や財政上の影響を定量的・定性的に評価し、重要な事業・業務・
22 プロセス及びそれに関連する経営資源を特定する分析手法。

23

24 事業継続計画（B C P）

25 <本ガイドラインにおける用語の定義>を参照のこと。

26

27 事業継続マネジメント（B C M）

28 <本ガイドラインにおける用語の定義>を参照のこと。

29

30 ソーシャルキャピタル

31 社会関係資本。地域社会や地域社会を取り巻く関係者が有する社会組織・制度、
32 規範、ネットワーク、価値観、意識、信条などが、有益な協調行動を促進する
33 という社会組織の重要性を説く概念。

34

35 危機的事象

36 企業・組織の事業（特に製品・サービス供給）の中断をもたらす可能性がある自然災
37 害、感染症のまん延（パンデミック）、テロ、ストライキ等の事件、機械故障、大事
38 故などの事象を指す。

39 港湾B C Pにおいては、自然災害（地震・津波、台風・高潮）をはじめとした、港湾機
40 能の低下をもたらす危機的な原因となる事象を指す。

41

42 目標復旧時間（Recovery Time Objective、R T O）

43 本ガイドラインの「第二章1(2) 目標復旧時間・目標復旧レベルの検討」を参照のこ
44 と。

- 1
- 2 目標復旧時点 (Recovery Point Objective、RPO)
- 3 本ガイドラインの脚注 27 を参照のこと。
- 4
- 5 目標復旧レベル (Recovery Level Objective、RLO)
- 6 本ガイドラインの「第Ⅱ章 1(2) 目標復旧時間・目標復旧レベルの検討」を参照のこと。
- 7
- 8
- 9 リスクマッピング
- 10 事業の中断を引き起こす可能性がある危機的事象について、発生の可能性及び発生し
- 11 た場合の影響度の二軸の図にマッピングをすること。
- 12
- 13 リスク分析・評価
- 14 事業中断の原因となる危機的事象を洗い出し、それらの発生の可能性と影響度を評価
- 15 することで優先的に対応すべき危機的事象を特定し、当該危機的事象により生じるリ
- 16 スクがもたらす被害等の分析・評価を実施すること。